

障害者がいどぶっく



東久留米市

《このがいどぶっくをご利用になるにあたって》

このがいどぶっくは、東久留米市在住の障害がある方が、利用できるおもなサービスや利用方法を案内しています。

各項目の内容は簡単に説明してあります。障害程度、年齢、所得などにより制限がある場合がありますので、詳細については東久留米市障害福祉課、または各担当窓口へお問い合わせください。

また、令和6年4月時点の情報にて作成してあります。変更になっている場合もありますので、ご確認の上、ご利用ください。

市の福祉情報は、市のホームページにも掲載されています。

<http://www.city.higasikurume.lg.jp/>

随時「広報ひがしくるめ」にも掲載されます。（毎月1日、15日発行）



*新しい情報、ご意見等ありましたら
お聞かせください

障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。（各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください）。

デザイン	概要等	連絡先
	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく障害のあるすべての方のためのマークです。 カー用品店、ホームセンター（店舗により取り扱いしていないところもあります）または、運転免許試験場内の東京交通安全協会売店で販売しています。 ※このマークには「駐車禁止の対象除外」の法的効果はありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL: 03-5273-0601 FAX: 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL: 03-5291-7885 FAX: 03-5291-7886
	身体障害者標識(身体障害者マーク)※ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	田無警察署 TEL: 042-467-0110
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)※ 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	田無警察署 TEL: 042-467-0110
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL: 03-3225-5600 FAX: 03-3354-0046
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部自立支援課 TEL: 03-5320-4147 FAX: 03-5388-1408
	オストメイトマーク オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設した方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人日本オストミー協会 TEL: 03-5670-7681 FAX: 03-5670-7682
	ハート・プラスマーク 身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL: 080-4824-9928
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作られたマークです。(無償配布)	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 TEL: 03-5320-4147

～目次～

●手帳

・ 身体障害者手帳	1
・ 愛の手帳	1
・ 精神障害者保健福祉手帳 （障害者手帳）	2

・ B型・C型肝炎ウイルスに起因する 肝がん・重度肝硬変の入院医療費 の助成	12
・ 難病医療費助成・心身障害者 福祉手当対象疾患	13

●手当

・ 特別障害者手当(国)	3
・ 障害児福祉手当(国)	3
・ 心身障害者福祉手当(都・市)	3
・ 心身障害者福祉手当住宅加算	4
・ 重度心身障害者手当(都)	4
・ 特別児童扶養手当(国)	5
・ 児童育成手当(育成手当)	5
・ 児童育成手当(障害手当)	6
・ 児童扶養手当(国)	6

●交通機関の優遇措置(無料・割引)

・ JR線旅客運賃	18
・ 私鉄旅客運賃	18
・ 都営交通・バス・地下鉄	19
・ 民営バスの割引	19
・ 航空旅客運賃	20
・ 有料道路通行料の割引	20
・ 旅客船・フェリー運賃の割引	21
・ タクシー料金の割引	21

●年金等

・ 障害基礎年金(国民年金)	7
・ 障害厚生年金(厚生年金) 障害共済年金(共済年金)	7
・ 東京都心身障害者 扶養共済制度	8

●自動車

・ 運転免許取得のための無料講習	22
・ 自動車購入資金の貸付 (生活福祉資金)	22
・ 自動車運転の技能習得費の貸付 (生活福祉資金)	22
・ 駐車禁止の対象除外	22
・ 高齢運転者等専用駐車区間制度	22

●医療費の助成

・ 心身障害者医療費助成(●)	9
・ 後期高齢者医療制度(障害認定)	9
・ 産科医療補償制度	10
・ 育成医療(自立支援医療)	10
・ 更生医療(自立支援医療)	10
・ 精神通院医療(自立支援医療)	10
・ 小児精神障害者入院 医療費の助成	11
・ 難病医療費助成	11
・ 小児慢性特定疾病医療費の助成	11
・ B型・C型肝炎ウイルス肝炎治療 医療費の助成	12

●税の控除、減免

・ 所得税(障害者控除)	23
・ 住民税(障害者控除)	23
・ 介護保険要介護・要支援認定者の 障害者控除	23
・ 相続税の減額	24
・ 贈与税の非課税	24
・ 利子等の非課税	24
・ 個人事業税の減免	24
・ 自動車税(環境性能割・種別割) の減免	25

●補装具

- ・ 補装具の支給・修理
（自立支援給付）・・・・・・・・・・ 26
- ・ 中等度難聴児発達支援事業・・・・・・・・ 27

●日常生活用具

- ・ 日常生活用具費の支給
（地域生活支援事業）・・・・・・・・ 28
- ・ 日常生活用具対象種目・・・・・・・・ 29

●住宅

- ・ 都営住宅使用料の特別減額・・・・・・・・ 35
- ・ 都営住宅の優遇制度・・・・・・・・ 35

●日常生活の援助

- ・ ガソリン費の助成・・・・・・・・ 36
- ・ 福祉タクシー事業・・・・・・・・ 36
- ・ 放送受信料の減免
（証明書の交付）・・・・・・・・ 37
- ・ 家庭ごみ指定収集袋の減免・・・・・・・・ 37
- ・ ファクシミリ緊急通報
（ファックス 110 番・119 番）・・・・ 38
- ・ 緊急ネット通報・・・・・・・・ 38
- ・ 警視庁 110 番サイト・・・・・・・・ 38
- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援・・・・ 39
- ・ 電話番号の無料案内
（ふれあい案内）・・・・・・・・ 39
- ・ 携帯電話料金の割引・・・・・・・・ 39
- ・ 市営自転車等駐車場・・・・・・・・ 39
- ・ ヘルプカード、ヘルプ手帳・・・・・・・・ 40
- ・ ヘルプマーク・・・・・・・・ 40

～視覚障害者の援助～

- ・ 身体障害者補助犬の給付・・・・・・・・ 41
- ・ 家庭生活講習会・・・・・・・・ 41
- ・ 盲青年等社会生活教室・・・・・・・・ 41
- ・ 中途失明者緊急生活訓練事業・・・・ 41

- ・ 点字図書・声の図書製作、貸出し・・・・ 42
- ・ 希望点字図書・希望声の図書製作・・・・ 42
- ・ 視覚障害者用図書情報の提供・・・・ 42
- ・ 点字・録音刊行物作成配布・・・・・・・・ 42
- ・ 視覚障害者日常生活
情報点訳等サービス・・・・・・・・ 42
- ・ 広報東京都・都議会だより
（点字版・テープ版）・・・・・・・・ 43
- ・ 声の広報・・・・・・・・ 43

～聴覚障害者の援助～

- ・ 意思疎通（コミュニケーション）
支援事業（手話通訳者派遣・
要約筆記者派遣）・・・・・・・・ 44
- ・ 電話リレーサービス・・・・・・・・ 44
- ・ 読話講習会・・・・・・・・ 44
- ・ コミュニケーション機器の貸出し・・・・ 44
- ・ 喉頭摘出者発声訓練・・・・・・・・ 44
- ・ 吃音者発声訓練・・・・・・・・ 45
- ・ 携帯型磁気ループ（ヒアリングループ）
貸出し・・・・・・・・ 45
- ・ 身体障害者補助犬の給付・・・・・・・・ 45

●職業

- ・ 職業訓練・・・・・・・・ 46
- ・ 就労支援・・・・・・・・ 47
- ・ 雇用保険法による失業等給付・・・・ 48
- ・ 障害者更生資金（生活福祉金）・・・・ 48

●社会参加

- ・ 市立施設等の免除・割引・・・・・・・・ 49
- ・ 都立施設の入場料・・・・・・・・ 49
- ・ 車椅子の貸出し・・・・・・・・ 49
- ・ 郵便による投票・・・・・・・・ 50
- ・ 代理投票・点字投票・・・・・・・・ 50
- ・ 障害者スポーツセンター・・・・・・・・ 50
- ・ 東京都障害者休養ホーム・・・・・・・・ 51
- ・ 市立図書館による
ハンディキャップサービス・・・・ 52
- ・ ひばり学級（青年学級）・・・・ 53

・ お日様サンサンフェスティバル	53	＜案内図＞	・ 東京都心身障害者福祉センター飯田橋庁舎
・ ぽかぽか春のつどい	53		・ 東京都心身障害者福祉センター別館（麴町）
●市内の障害者訓練・相談施設			・ 東京都心身障害者福祉センター多摩支所
・ 市立さいわい福祉センター	54		・ 小平児童相談所
・ 東久留米市児童発達支援センター わかくさ学園	55		・ 東京都医療的ケア児支援センター（多摩地域）
・ 精神障害者地域生活支援センター めるくまーる	56		・ 東久留米市社会福祉協議会
			・ 東村山税務署
			・ 小平都税支所
			・ 多摩自動車税事務所
			・ 田無警察署
●障害者総合支援法			
・ 障害者総合支援法のサービス体系	57		
・ 介護給付・訓練等給付・地域相談支援 給付のサービス内容	58		
・ 地域生活支援事業	59		
・ 児童福祉法	59		
・ 自立支援給付の支給決定までの 流れについて	60		
・ 障害者総合支援法の対象疾病 一覧	63		
・ 障害者総合支援法 利用者負担額	68		
・ 65歳以降の障害福祉サービスの 利用について	69		
・ 地域生活支援事業			
※ 移動支援事業	70		
※ 日中一時支援事業	71		
※ 精神障害者ショートステイ事業	72		
●市内の指定医師 （身体障害者手帳の診断書・ 補装具の意見書）	73		
●市内の関係機関	74		
●関係機関	79		
●市内の障害者団体	79		

●手帳

身体障害者手帳

身体障害者（児）の人が援助を受けるためには、身体障害者手帳の取得を必要とします。身体障害者福祉法による身体障害者とは、次の種類の障害を有する人で障害の程度により、等級がわかれています。（ただし、肢体不自由 7 級の場合手帳は交付されません）

- ① 視覚障害 1, 2, 3, 4, 5, 6 級
- ② 聴覚または平衡機能障害 2, 3, 4, 5, 6 級
- ③ 音声・言語またはそしゃく機能障害 3, 4 級
- ④ 肢体不自由 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 級
- ⑤ 内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸）
1, 3, 4 級
（肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）
1, 2, 3, 4 級

〈交付申請〉次のものがが必要です。

- ① 指定医の身体障害者診断書（指定の用紙は、障害福祉課にあります）
- ② 写真 1 枚（無帽・上半身・真正面で縦 4 cm×横 3 cm）
- ③ 印鑑（スタンプ式は不可）
- ④ マイナンバーカード（通知書の場合は公的証明書類が別途必要）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

愛の手帳

知的障害者（児）の人が援助を受けるために必要な手帳で東京都が発行しているものです。障害の程度により、1 度（最重度）、2 度（重度）、3 度（中度）、4 度（軽度）に区分されます。

〈交付申請〉あらかじめ、判定の予約が必要です。

18 歳未満の人・・・小平児童相談所 住所：小平市花小金井 1-31-24

多摩小平保健所庁舎内 3 階

TEL：042-467-3711 FAX 042-467-5241

18 歳以上の人・・・東京都心身障害者福祉センター

（多摩支所）住所：国立市富士見台 2-1-1

（東京都多摩障害者スポーツセンター内）

TEL：042-573-3311 FAX 042-576-5295

※再判定（本人が満 6 歳、12 歳、18 歳になったとき）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

一定の精神障害の状態にあることを証する手段となることにより、手帳の交付を受けた人に対し、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。障害の程度は、1～3級に区分されます。（障害年金の障害等級に準拠、なお手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6ヶ月を経過している必要があります。）

〈交付申請〉次のものがが必要です。

- ①診断書（指定の用紙は、障害福祉課にあります。申請日より3か月以内に作成したもの）または、精神障害による障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに年金証書の写し等で申請できます。
- ②写真1枚（無帽、上半身、真正面で縦4cm×横3cm、申請日より1年以内に撮影したもので、裏面に氏名と生年月日を記入してください）
- ③マイナンバーカード（通知書の場合は公的証明書類が別途必要）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

※申請時のマイナンバー（個人番号）確認について

マイナンバーの番号確認と身元確認の両方必要となります。（18歳未満の方の申請を行う保護者、代理人（代理権の確認も必要）が申請を行う場合も代理者のマイナンバー・身元確認が必要です）

1点の持参でマイナンバーと身元の確認が可能

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない場合

マイナンバーの確認書類と身元確認の書類、下記からそれぞれ必要

マイナンバーの確認	身元確認	
次の①～②のうち、 <u>いずれか</u> をお持ちください ①マイナンバーが記載された住民票の写し ②マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書	・右の中から1点 （官公署から発行された書類で、「①氏名、②生年月日又は住所」が記載され、かつ <u>本人の顔写真付きのもの</u> ）	①運転免許証または運転経歴証明書 ②旅券（パスポート） ③障害者手帳（身体・精神・知的） ④在留カード・特別永住者証明書 等
	・上記以外の場合 右の中から2点が必要 （官公署から発行・発給された書類で、「①氏名、②生年月日又は住所」が記載されたもの）	①健康保険の被保険者証 ②介護保険の被保険者証 ③年金手帳 ④住民票の写し、住民票記載事項証明書 ⑤児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 ⑥生活保護受給証明書 等

●手当

特別障害者手当(国)

〈対象〉20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方。

〈給付の内容等〉 月額 28,840円（令和6年4月時点）
支払月 5月、8月、11月、2月

〈支給制限〉以下のいずれかに該当するときは受給（申請）ができません。

- ①施設等に入所している場合
- ②病院・診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している場合
- ③受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の所得が所得限度額以上である場合

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

障害児福祉手当(国)

〈対象〉20歳未満で、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方。

〈給付の内容等〉 月額 15,690円（令和6年4月時点）
支払月 5月、8月、11月、2月

〈支給制限〉以下のいずれかに該当するときは受給（申請）ができません。

- ①施設等に入所されている場合
- ②当該障害を支給理由とする年金を受給されている場合
- ③受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の所得が所得限度額以上である場合

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

心身障害者福祉手当(都)(市)

〈対象〉次のいずれかの障害がある人

- ①身体障害者手帳1級、2級 ②愛の手帳1～3度 ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症
- ④身体障害者手帳3級、4級 ⑤愛の手帳4度 ⑥難病医療費助成受給者（国指定難病）

〈給付の内容等〉 ①②③ 月額 15,500円
④⑤⑥ 月額 4,000円
支払月 4月、8月、12月

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給されません。

① 65歳以上で新たに〈対象〉の要件を満たした人 ②施設に入所している人 ③本人所得が限度額を越えているとき（20歳未満の方は扶養義務者所得） ④児童育成手当の障害手当を受給中の方

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

心身障害者福祉手当住宅加算

〈対象〉心身障害者福祉手当を受給している方（身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方に限る）で民間のアパート、借家等に居住し、かつ住民税非課税世帯の方。

〈給付の内容等〉 月額 3,500円
支払月 4月、8月、12月

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①東久留米市より、他の住宅扶助を受給している人
 - ②都営住宅、UR賃貸住宅（旧公団住宅）、公社、社宅、官舎・寮に居住している人
 - ③三親等以内の親族が所有する住宅に住んでいる人
- ※同じ世帯に二人以上の障害者がいる場合は、そのいずれか一人に支給します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

重度心身障害者手当(都)

〈対象〉心身に障害がある次のいずれかに該当する人（65歳以上の新規申請者を除く）

- ①重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする人 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ③重度の肢体不自由で、両上肢、両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害がある人

〈障害の判定〉 障害の判定は、手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターで行います。

〈給付の内容等〉 月額 60,000円
支払月 申請のあった月の分から毎月、本人または代行者の口座に振込みします。

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①施設に入所している人 ②病院に継続して3ヶ月を超えて入院している人 ③本人（20歳未満の人については、扶養義務者）の所得が限度額を越えているとき

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

特別児童扶養手当(国)

〈対象〉 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

①身体障害者手帳おおむね1～3級の児童 ②愛の手帳1～3度程度の児童 ③長時間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

〈給付の内容等〉 1級 月額 55,350円(令和6年4月現在)
2級 月額 36,860円(令和6年4月現在)
支払月 申請のあった月の翌月分から4月、8月、11月

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給されません。

①児童が施設に入所しているとき ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けているとき ③父母、養育者または扶養義務者の所得が限度額を越えているとき

◆問い合わせ先 児童青少年課 TEL 042-470-7736 FAX 042-470-7807

児童育成手当(育成手当)

〈対象〉 次のいずれかに該当する、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育する方。

①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が生死不明である児童 ④父または母に1年以上遺棄されている児童 ⑤父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑥父または母が重度の障害を有する児童(身体障害者手帳1級・2級程度) ⑦婚姻によらないで生まれ、父または母から養育されていない児童 ⑧父または母が配偶者からの暴力などにより保護命令を受けた児童

注意: 元配偶者など親族以外の異性の方が同じ住所にいる場合や、別居の父または母に扶養されている場合、事実婚状態の場合などは対象となりません。

〈給付の内容等〉 月額 13,500円
支払月 申請のあった月の翌月分から2月、6月、10月

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給されません。

①児童が施設に入所しているとき ②父母、養育者の所得が限度額を越えているとき

◆問い合わせ先 児童青少年課 TEL 042-470-7736 FAX 042-470-7807

児童育成手当(障害手当)

〈対象〉 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している保護者。

- ①身体障害者手帳1、2級程度の児童 ②愛の手帳1～3度程度の児童
- ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

〈給付の内容等〉 月 額 15,500円

支払月 申請のあった月の翌月分から2月、6月、10月

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①児童が施設に入所しているとき ②保護者の所得が限度額を越えているとき

〈その他〉この手当が20歳で消滅した場合、心身障害者福祉手当を受給できる場合があります。
20歳の誕生月の前月に障害福祉課へお問い合わせください。

◆問い合わせ先 児童青少年課 TEL 042-470-7736 FAX 042-470-7807
 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

児童扶養手当(国)

〈対象〉 次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～2度と3度の一部等政令で定める程度の障害を有する児童は20歳未満）を養育している保護者

- ①父母が離婚 ②父(母)が死亡または生死不明 ③父(母)が重度の障害者 ④父(母)に1年以上遺棄されている状態 ⑤父(母)が法令により1年以上拘禁されている状態
- ⑥婚姻によらないで生まれた児童 ⑦DV 保護命令を受けた児童

〈給付の内容等〉 児童1人の場合

全部支給：45,500円、一部支給：45,490円～10,740円
(所得に応じて決定されます)

児童2人目の加算額

全部支給：10,750円、一部支給：10,740円～5,380円
(所得に応じて決定されます)

児童3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給：6,450円、一部支給：6,440円～3,230円
(所得に応じて決定されます)

支払月 申請のあった月の翌月分から1月、3月、5月、7月、9月、
11月

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①児童が施設に入所しているとき②請求者が公的年金を受けている、または児童が父または母に支給される年金の加算対象になっているとき(一部除外規定あり)
- ②請求者または扶養義務者の所得が限度額を越えているとき

◆問い合わせ先 児童青少年課 TEL 042-470-7736 FAX 042-470-7807

●年金等

障害基礎年金(国民年金)

〈支給要件〉 次の条件の全てに該当する人に支給されます。

- (1) 20歳前、あるいは国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの 初診日 (注1) があること。(ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人を除きます。)
- (2) 上記の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達したとき、または 障害認定日 (注2) において、障害等級表の1級または2級のいずれかの状態になっていること。(身体障害者手帳の等級と異なります。)
障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合には障害基礎年金を受けられることがあります。
- (3) 保険料の納付要件を満たしていること。ただし、20歳前に初診日がある障害基礎年金については、保険料の納付要件は不要です。

(注1) 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

〈年金額〉 1級 年額 1,020,000円(令和6年4月時点)

2級 年額 816,000円(令和6年4月時点)

※なお、18歳未満(障害者は20歳未満)の子と生活している人には、加算がつく場合があります。

※本人の所得によって、一部または全部が支給停止となる場合があります。

◆問い合わせ先 保険年金課 TEL 042-470-7732
武蔵野年金事務所 TEL 0422-56-1411 FAX 0422-56-2449

障害厚生年金(厚生年金)・障害共済年金(共済年金)

〈支給要件〉 次の条件の全てに該当する人に支給されます。

- (1) 厚生年金保険・共済年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- (2) 上記の病気やけがによる障害の程度が障害認定日において、障害等級表の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。(身体障害者手帳の等級と異なります。)
障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合には障害厚生年金・障害共済年金を受けられることがあります。

(3) 保険料の納付要件を満たしていること。
〈年金額〉障害の程度により1級～3級までわかれており、級と被保険者期間などにより算出されます。

◆問い合わせ先

障害厚生年金 武蔵野年金事務所 TEL 0422-56-1411 FAX 0422-56-2449
障害共済年金 各共済組合

東京都心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。加入者（保護者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障害と認められたときは、心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

〈加入要件〉次のすべての要件を満たしている方

- (1) 心身障害者（注1）の保護者であること。
- (2) 東京都内に住所があること。
- (3) 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- (4) 年度当初（4月1日）の年齢が65歳未満であること。

（注1）心身障害者とは、①知的障害者、②身体障害者（1級～3級）、③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度の方（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※加入できるのは、心身障害者1人に対して1人の保護者のみです。

〈年金額〉加入者が死亡又は、重度障害となった月から、加入1口あたり、20,000円が支給されます。掛金、納付期間は加入時の年齢等により算出されます。障害者1人につき、2口まで加入できます。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

●医療費の助成

心身障害者医療費助成（障）

〈対 象〉医療保険に加入している次のいずれかの障害がある人

- ①身体障害者手帳 1～2 級（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の人は 3 級まで）
- ②愛の手帳 1～2 度の人
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

〈支給制限〉次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ① 65 歳以上で新たに〈対象〉の要件を満たした人
- ②国民健康保険法の適用除外となっている生活保護世帯に属する人
- ③障害者本人の前年の所得（20 歳未満は、健康保険証の被保険者の所得）が限度額を超えている人
- ④乳幼児医療費助成制度（㊦）を受けている人（㊦の受給資格が消滅した場合、㊦を受給できる場合があります。㊦消滅の前月にお問い合わせください。）
- ⑤後期高齢者医療を受給し、住民税が課税の人

〈内 容〉健康保険証を使って病院、診療所、薬局などで診療、投薬などを受けたとき、保険の自己負担分の一部が助成されます。課税状況により自己負担がかわり、毎年更新されます。また、入院時の食事代や差額ベッド代等の健康保険適用外の費用は対象になりません。

東京都で指定されている医療機関では、健康保険証、心身障害者医療費助成受給者証を提示すると医療費が助成されます。コルセットなど保険で後払い（療養費払い）になるとき、または指定医療機関以外の医療機関や都外の医療機関で診療を受けた時は、いったん医療費を支払い、後で領収書等により、払い戻します。払い戻しは、障害福祉課へ申請してください。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

後期高齢者医療制度（障害認定）

〈対 象〉65 歳以上 75 歳未満の人で一定の障害の状態にある人で東京都後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた人

〈内 容〉障害認定を受けると保険診療は後期高齢者医療からの給付となり、医療機関に支払う自己負担は、1 割または 3 割となります。

※対象者、内容について詳細は、お問い合わせください。

◆問い合わせ先 保険年金課高齢者医療係 TEL 042-470-7846

産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

◆問い合わせ先 公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営部
産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

育成医療(自立支援医療)

〈対 象〉18歳未満で以下の疾病治療のため、手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童

①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語、そしゃく機能障害 ⑤心臓機能障害 ⑥じん臓機能障害 ⑦小腸機能障害 ⑧肝臓機能障害 ⑨その他の先天性内臓障害 ⑩免疫機能障害

〈内 容〉指定育成医療機関において、将来生活していくために、必要な能力を身につけるための医療を給付します。医療保険の3割自己負担を原則1割自己負担とし、2割を給付します。ただし、世帯の所得に応じて、自己負担限度額が定められています。一定所得以上の方は、非該当になる場合があります。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

更生医療(自立支援医療)

〈対 象〉18歳以上の身体障害者手帳を持っている人で、東京都心身障害者福祉センターの判定により必要と認められた人。ただし、じん臓、小腸、肝臓、免疫の場合は指定医の要否意見書によります。

〈内 容〉指定更生医療機関において、障害の程度を軽減し、取り除くための医療を給付します。医療保険の3割自己負担を原則1割自己負担とし、2割を給付します。ただし、世帯の所得に応じて、自己負担限度額が定められています。一定所得以上の人は、非該当になる場合があります。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

精神通院医療(自立支援医療)

〈対 象〉精神疾患またはてんかんにより通院している人

〈内 容〉通院医療を受けている場合において、医療保険の3割自己負担を原則1割自己負担とし、2割を給付します。ただし、本人または世帯（申請者と同じ医療保険に加入して

いる人全員)の所得に応じて自己負担限度額が定められています。一定所得以上の人
は、非該当になる場合があります。

なお、1割自己負担について、非課税世帯の場合には、市の国民健康保険加入の人は、
東久留米市が助成し、社会保険または国民健康保険組合加入の人及び後期高齢者医療
制度被保険者の人は東京都が助成します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

小児精神障害者入院医療費の助成

〈対 象〉小児精神病のため、精神科病床にて入院治療を必要とする18歳未満の人。継続治療
の場合には、満20歳の誕生月の末日まで延長可能。てんかんおよび精神遅滞のみの
人は対象になりません。

〈内 容〉入院医療費の自己負担分を全額助成します。(食事代や差額ベッド代等は対象になり
ません)

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

難病医療費助成

〈対 象〉国又は東京都が指定する特定疾患(13~17ページ参照)に罹患している人で、①
又は②のいずれかに該当する方

①その病状の程度が、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度にあ
る方(重症度分類で該当する方)

②上記①に該当しないが、同一の月に受けた指定難病に係る医療費及び一部の介護サ
ービス費総額について、33,330円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以
前の12か月以内にすでに3か月以上あった方

〈内 容〉指定された疾病を治療するために受ける診療、調剤、訪問看護等に係る医療保険を適
用した後の月額自己負担上限額を超えて支払った自己負担分を助成します。

※受給者証等を適用する前の自己負担割合が3割の方は、そのうちの1割についても
助成します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

小児慢性特定疾病医療費の助成

〈対 象〉国が指定する以下の特定疾病に罹患している18歳未満の人

①悪性新生物(がん) ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患

⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患

⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

〈内 容〉疾病の治療に係る保険診療で、各医療保険を適用し、総医療費に対し2割を自己負担した残額と月額自己負担上限額を超えて支払った分を助成します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費の助成

〈対 象〉B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、C型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療、またはB型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療が必要と診断された人

〈内 容〉治療にかかる入院、通院医療費の自己負担分の一部、または全部を助成します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費の助成

〈対 象〉都内に住所があり、以下のすべての条件を満たす方

- ・B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断されていること
- ・世帯年収が概ね370万円未満
- ・申請月前11か月以内で高額療養費算定基準額を超えた月が2か月以上
- ・肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している

〈内 容〉B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がんの入院医療及び化学療法のための通院・重度肝硬変の入院医療にかかる保険診療の患者負担から、月額患者一部負担額を除いた金額を助成します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

難病医療費助成・心身障害者福祉手当対象疾患

番号	疾病名	番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症	39	中毒性表皮壊死症
2	筋萎縮性側索硬化症	40	高安動脈炎
3	脊髄性筋萎縮症	41	巨細胞性動脈炎
4	原発性側索硬化症	42	結節性多発動脈炎
5	進行性核上性麻痺	43	顕微鏡的多発血管炎
6	パーキンソン病	44	多発血管炎性肉芽腫症
7	大脳皮質基底核変性症	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
8	ハンチントン病	46	悪性関節リウマチ
9	神経有棘赤血球症	47	バージャー病
10	シャルコー・マリー・トゥース病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
11	重症筋無力症	49	全身性エリテマトーデス
12	先天性筋無力症候群	50	皮膚筋炎／多発性筋炎
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	51	全身性強皮症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	52	混合性結合組織病
15	封入体筋炎	53	シェーグレン症候群
16	クロウ・深瀬症候群	54	成人発症スチル病
17	多系統萎縮症	55	再発性多発軟骨炎
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	56	ベーチェット病
19	ライソゾーム病	57	特発性拡張型心筋症
20	副腎白質ジストロフィー	58	肥大型心筋症
21	ミトコンドリア病	59	拘束型心筋症
22	もやもや病	60	再生不良性貧血
23	プリオン病	61	自己免疫性溶血性貧血
24	亜急性硬化性全脳炎	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
25	進行性多巣性白質脳症	63	特発性血小板減少性紫斑病
26	HTLV-1 関連脊髄症	64	血栓性血小板減少性紫斑病
27	特発性基底核石灰化症	65	原発性免疫不全症候群
28	全身性アミロイドーシス	66	IgA腎症
29	ウルリッヒ病	67	多発性嚢胞腎
30	遠位型ミオパチー	68	黄色靱帯骨化症
31	ベスレムミオパチー	69	後縦靱帯骨化症
32	自己食空胞性ミオパチー	70	広範脊柱管狭窄症
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	71	特発性大腿骨頭壊死症
34	神経線維腫症	72	下垂体性 ADH 分泌異常症
35	天疱瘡	73	下垂体性 TSH 分泌亢進症
36	表皮水疱症	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症
37	膿疱性乾癬（汎発型）	75	クッシング病
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症

77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	117	脊髄空洞症
78	下垂体前葉機能低下症	118	脊髄髄膜瘤
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	119	アイザックス症候群
80	甲状腺ホルモン不応症	120	遺伝性ジストニア
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	121	脳内鉄沈着神経変性症
82	先天性副腎低形成症	122	脳表ヘモジデリン沈着症
83	アジソン病	123	H T R A 1 関連脳小血管病
84	サルコイドーシス	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
85	特発性間質性肺炎	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
86	肺動脈性肺高血圧症	126	ペリー病
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	127	前頭側頭葉変性症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
89	リンパ脈管筋腫症	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
90	網膜色素変性症	130	先天性無痛無汗症
91	バッド・キアリ症候群	131	アレキサンダー病
92	特発性門脈圧亢進症	132	先天性核上性球麻痺
93	原発性胆汁性胆管炎	133	メビウス症候群
94	原発性硬化性胆管炎	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
95	自己免疫性肝炎	135	アイカルディ症候群
96	クローン病	136	片側巨脳症
97	潰瘍性大腸炎	137	限局性皮質異形成
98	好酸球性消化管疾患	138	神経細胞移動異常症
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	139	先天性大脳白質形成不全症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	140	ドラベ症候群
101	腸管神経節細胞僅少症	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	142	ミオクロニー欠神てんかん
103	CFC 症候群	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
104	コステロ症候群	144	レノックス・ガストー症候群
105	チャージ症候群	145	ウエスト症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群	146	大田原症候群
107	若年性特発性関節炎	147	早期ミオクロニー脳症
108	TNF 受容体関連周期性症候群	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
109	非典型溶血性尿毒症症候群	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
110	ブラウ症候群	150	環状 20 番染色体症候群
111	先天性ミオパチー	151	ラスムッセン脳炎
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	152	P C D H 19 関連症候群
113	筋ジストロフィー	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
115	遺伝性周期性四肢麻痺	155	ランドウ・クレフナー症候群
116	アトピー性脊髄炎	156	レット症候群

157	スタージ・ウェーバー症候群	199	5p 欠失症候群
158	結節性硬化症	200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
159	色素性乾皮症	201	アンジェルマン症候群
160	先天性魚鱗癬	202	スミス・マギニス症候群
161	家族性良性慢性天疱瘡	203	22q11.2 欠失症候群
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	204	エマヌエル症候群
163	特発性後天性全身性無汗症	205	脆弱 X 症候群関連疾患
164	眼皮膚白皮症	206	脆弱 X 症候群
165	肥厚性皮膚骨膜炎	207	総動脈幹遺残症
166	弾性線維性仮性黄色腫	208	修正大血管転位症
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	209	完全大血管転位症
168	エーラス・ダンロス症候群	210	単心室症
169	メンケス病	211	左心低形成症候群
170	オクシピタル・ホーン症候群	212	三尖弁閉鎖症
171	ウィルソン病	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
172	低ホスファターゼ症	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
173	VATER 症候群	215	ファロー四徴症
174	那須・ハコラ病	216	両大血管右室起始症
175	ウィーバー症候群	217	エプスタイン病
176	コフィン・ローリー症候群	218	アルポート症候群
177	ジュベール症候群関連疾患	219	ギャロウェイ・モワト症候群
178	モワット・ウィルソン症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
179	ウィリアムズ症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
180	ATR-X 症候群	222	一次性ネフローゼ症候群
181	クルーゾン症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
182	アペール症候群	224	紫斑病性腎炎
183	ファイファー症候群	225	先天性腎性尿崩症
184	アントレー・ビクスラー症候群	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
185	コフィン・シリス症候群	227	オスラー病
186	ロスマンド・トムソン症候群	228	閉塞性細気管支炎
187	歌舞伎症候群	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
188	多脾症候群	230	肺胞低換気症候群
189	無脾症候群	231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
190	鰓耳腎症候群	232	カーニー複合
191	ウェルナー症候群	233	ウォルフラム症候群
192	コケイン症候群	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
193	プラダー・ウィリ症候群	235	副甲状腺機能低下症
194	ソトス症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
195	ヌーナン症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
196	ヤング・シンプソン症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
197	1p36 欠失症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
198	4p 欠失症候群	240	フェニルケトン尿症

241	高チロシン血症 1 型	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
242	高チロシン血症 2 型	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
243	高チロシン血症 3 型	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
244	メープルシロップ尿症	282	先天性赤血球形成異常性貧血
245	プロピオン酸血症	283	後天性赤芽球癆
246	メチルマロン酸血症	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
247	イソ吉草酸血症	285	ファンコニ貧血
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	286	遺伝性鉄芽球性貧血
249	グルタル酸血症 1 型	287	エプスタイン症候群
250	グルタル酸血症 2 型	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※）
251	尿素サイクル異常症	289	クロンカイト・カナダ症候群
252	リジン尿性蛋白不耐症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
253	先天性葉酸吸収不全	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
254	ポルフィリン症	292	総排泄腔外反症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	293	総排泄腔遺残
256	筋型糖原病	294	先天性横隔膜ヘルニア
257	肝型糖原病	295	乳幼児肝巨大血管腫
258	ガラクトースー 1 - リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	296	胆道閉鎖症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	297	アラジール症候群
260	シトステロール血症	298	遺伝性膵炎
261	タンジール病	299	嚢胞性線維症
262	原発性高カイロミクロン血症	300	I g G 4 関連疾患
263	脳腱黄色腫症	301	黄斑ジストロフィー
264	無 β リポタンパク血症	302	レーベル遺伝性視神経症
265	脂肪萎縮症	303	アッシャー症候群
266	家族性地中海熱	304	若年発症型両側性感音難聴
267	高 I g D 症候群	305	遅発性内リンパ水腫
268	中條・西村症候群	306	好酸球性副鼻腔炎
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	307	カナバン病
270	慢性再発性多発性骨髄炎	308	進行性白質脳症
271	強直性脊椎炎	309	進行性ミオクロヌスてんかん
272	進行性骨化性線維異形成症	310	先天異常症候群
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	311	先天性三尖弁狭窄症
274	骨形成不全症	312	先天性僧帽弁狭窄症
275	タナトフォリック骨異形成症	313	先天性肺静脈狭窄症
276	軟骨無形成症	314	左肺動脈右肺動脈起始症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX 1 B 関連腎症
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	316	カルニチン回路異常症

317	三頭酵素欠損症	331	特発性多中心性キャスルマン病
318	シトリン欠損症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	334	脳クレアチン欠乏症候群
321	非ケトーシス型高グリシン血症	335	ネフロン癆
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	336	家族性 β リポタンパク血症1（ホモ接合体）
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	337	ホモシスチン尿症
324	メチルグルタコン酸尿症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
325	遺伝性自己炎症疾患	339	MECP2重複症候群
326	大理石骨病	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
327	特発性血栓症 （遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	341	TRPV4異常症
328	前眼部形成異常	※自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、指定難病288（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合する。	
329	無虹彩症		
330	先天性気管狭窄症／ 先天性声門下狭窄症		

東京都単独の対象疾病一覧（心身障害者福祉手当対象外）

番号	疾病名	番号	疾病名
都 80	原発性骨髄線維症	都 88	古典的特発性好酸球増多症候群
都 77	悪性高血圧	都 91	びまん性汎細気管支炎
都 83	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）	都 95	遺伝性QT延長症候群
都 866	肝内結石症	都 97	網膜脈絡膜萎縮症

計 8 疾病

●交通機関の優遇措置(無料・割引)

JR線旅客運賃

身体障害者及び知的障害者（以下、「障害者」といいます。）とその介護者がＪＲ線（連絡社線を含む）を利用するとき、運賃が割引になります。ＪＲ各駅の改札窓口で身体障害者手帳・愛の手帳を提示して乗車券を購入してください。

〈対 象〉身体障害者手帳１～６級、愛の手帳１～４度の人とその介護者

〈給付の内容等〉

対象	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間等
第１種障害者が介護者と利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	５割 介護者同率	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 回数乗車券はＪＲ線区間単独の発売。
第１種障害者又は１２歳未満の障害者が介護者と利用する場合	定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	５割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃については割引適用なし。
第１種、第２種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	５割	片道１００kmを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む。）

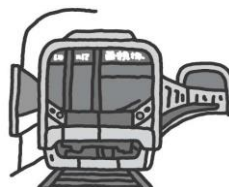
※グリーン料金・特急料金は除かれます。また、１２歳未満の障害児については小児運賃の５割引となります。

◆問い合わせ先 ＪＲ各駅

私鉄旅客運賃

対象・内容ともＪＲに準じます。取扱区間は連絡社線により異なることがあり、単独乗車については片道５０kmを超える区間で割引となる場合があります。私鉄各駅の改札窓口で身体障害者手帳、愛の手帳を提示して乗車券を購入してください。なお、一部の私鉄では精神障害者保健福祉手帳でも割引となる場合があります。取扱区間および手続等についてはあらかじめ利用する鉄道会社へお問い合わせください。

◆問い合わせ先 私鉄各駅



都営交通・バス・地下鉄

都内に居住する心身障害者（児）が都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）を利用するとき、乗車券・乗車証を提示すると料金が無料になります。

〈対 象〉①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 を持っている人

〈内 容〉①、②東京都営交通無料乗車券 ③都営交通乗車証

本人は無料、介護人は手帳提示で普通乗車券、定期乗車券が5割引（都バスの定期券は3割引）となります。（ただし、第2種の身体障害者の介護者（地下鉄のみ）は除きます。精神障害者は都バスのみ手帳提示で介護者も半額になります。）①、②は発行手数料無料、都営地下鉄と日暮里・舎人ライナーは自動改札機を利用できます。磁気券を発行しますが、希望により都営交通の定期券販売所でICカード（PASMO）に変更することができます。③は、発行手数料無料。市では、紙券で発行しますが、都営地下鉄を磁気券またはICカード（PASMO）で利用したい人は、都営地下鉄の定期券発売所で交換することができます。

※児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯、戦傷病者、原爆被爆者、被救護者、中国残留邦人等で支援給付受給者の人にも東京都営交通無料乗車券を発行しています。

〈交付制限〉70歳以上で東京都シルバーパスを持っている人を除きます。

①、②（見本）

③（見本）



◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

民営バスの割引

心身障害者（児）が民営バスを利用するとき、手帳を提示すると料金割引が受けられます。

〈対 象〉身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳（写真付き）を持っている人。

介護人の割引は、身体障害者「第1種」の手帳所持者と愛の手帳所持者。介護人割引を利用する際は、「心身障害者民営バス乗車割引証（見本参照）」の交付を受けてください。

（注：介護人の割引は1人のみです。介護人が単独で乗車する場合は、割引を受けることはできません）

（見本）

〈内 容〉普通乗車券：5割引

定期乗車券：3割引



利用路線は、都内の停留所相互間です。定期乗車券を購入する前に、「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」の交付を受けてください。なお、精神障害者保健福祉手帳は、バス事業者により、割引の有無が異なります。詳しくはバス事業者にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

航空旅客運賃

身体障害者・知的障害者・精神障害者（一部航空会社に限り）が国内の航空機を利用するとき、手帳を提示すると運賃割引が受けられます。

〈対 象〉満 12 歳以上の身体障害者・知的障害者、精神障害者と介護人 1 人（ただし、介護は満 12 歳以上で同一区間利用の各航空会社において介護能力があると認める人）

〈内 容〉①割引率：本人、介護人ともに各航空会社で定めています

②取扱区間：定期航空路線の国内線全区間

③搭乗券を購入する際に、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示してください。介護者が付き添う場合は、同一搭乗区間を同時に購入してください。

※精神障害者保健福祉手帳での割引は、写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限りします。

◆問い合わせ先 国内線の各航空会社

有料道路通行料の割引

〈対 象〉①身体障害者手帳をお持ちで自ら運転する人

②介護者の運転で移動する第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者

※バイクの場合は 125cc を超えるものは、割引の対象となります。

〈内 容〉①対象となる自動車

事前登録された自家用車（注）のほか、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも対象になります。

（注）業務利用等自動車は本制度の対象外

②割引率 50%

③通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用される場合

④有効期間 新規及び変更申請時は、申請日から 2 回目の誕生日まで。更新申請時は、申請日から 3 回目の誕生日まで。有効期限の 2 ヶ月前から更新申請可。

※割引を受けるためには、事前に登録申請をしてください。手続きには、身体障害者手帳、または愛の手帳、運転免許証（自ら運転する人のみ）、自動車検査証（本人、又は親族が自動車を所有する人）が必要となります。

※ＥＴＣを利用される方は、さらにＥＴＣカード（原則、障害者本人名義のもの）とＥＴＣ車載器セットアップ申込書、申請書が必要となります。更新時も同様。

※ＥＴＣ利用申請をされる方を対象にオンライン申請が利用できます。オンライン申請には、マイナンバーカード、マイナポータルへの登録が必要です。

※オンライン申請に関するお問い合わせは有料道路ＥＴＣ登録割引登録係にお願いいたします。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181
有料道路ＥＴＣ登録割引登録係 TEL 045-477-1233（平日 9 時～17 時）

旅客船・フェリー運賃の割引

〈対 象〉身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護人

〈内 容〉身体障害者・知的障害者・精神障害者と介護者が旅客船・フェリーを利用する場合、運賃が割引になります。対象者および割引率等は、航路や運航会社によって異なりますので、あらかじめ利用する船会社へお問い合わせください。

◆問い合わせ先 各旅客船・フェリー会社

タクシー料金の割引

〈対 象〉身体障害者手帳・愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）を持っている人

〈内 容〉メーター表示額より 10%の割引となります。（10円未満は切り上げ）乗車時に身体障害者手帳、愛の手帳を提示して料金割引を受ける旨、運転手に教えてください。
※タクシー会社によっては、割引を実施していない会社もありますのであらかじめ利用するタクシー会社へご確認ください。

◆問い合わせ先 各タクシー会社

●自動車

運転免許取得のための無料講習

〈対 象〉 18歳以上の身体障害者の方で次のいずれにも該当する人

- ① ハローワークに求職登録してある方
- ② 運転免許試験場の運転適性検査に合格した方
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

〈内 容〉 所定の教習料が無料となります。入所日は、1月、4月、7月、10月の月で教習期間は3ヶ月。宿泊施設（有料）もあります。

◆問い合わせ先 身体障害者運転能力開発訓練センター〈あずまえん〉
月曜日定休日 TEL 048-481-2711 FAX 048-481-6578
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46
ホームページアドレス <http://www.azumaen.or.jp/>

自動車購入資金の貸付(生活福祉資金)

〈内 容〉 交通機関を利用することが著しく困難な障害者手帳を所持する障害者が、日常生活又は社会生活に利する目的で利用する場合、身体・知的・精神障害者に対し、自動車の購入資金が貸し付けられます。（4級以下でも状況により、貸付可能な場合があります）

◆問い合わせ先 社会福祉協議会 TEL 042-471-0294

自動車運転の技能習得費の貸付(生活福祉資金)

〈内 容〉 生計を営みまたは就職するために必要な自動車の運転免許を取得する場合、必要な経費が貸し付けられます。

◆問い合わせ先 社会福祉協議会 TEL 042-471-0294

駐車禁止の対象除外

〈内 容〉 障害者が自ら運転する場合または家族などの運転する車に同乗した場合、公安委員会が交付するステッカー（駐車禁止等除外標章）を車の前面左側に提示することで駐車禁止の規制から除外される場合があります。対象、手続き等については、管轄する警察署にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 田無警察署 TEL 042-467-0110

高齢運転者等専用駐車区間制度

〈内 容〉 高齢運転者、聴覚や肢体に障害がある人（運転免許証に条件を付された人）等が日常生活においてよく利用する官公庁施設、高齢者福祉施設、身体障害者施設、病院などの施設に十分な駐車場がない場合に、その施設の周辺道路に専用の駐車できる場所を設けて、専用の標章を掲示することによって駐車を可能とする制度です。対象、手続き等については、管轄する警察署にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 田無警察署 TEL 042-467-0110

●税の控除、減免

所得税(障害者控除)

〈対 象〉①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 持っている人

〈内 容〉納税者または被扶養者が障害者である場合には、その方の所得額から270,000円が控除されます。また、①身体障害者手帳1、2級②愛の手帳1、2度③精神障害者保健福祉手帳1級の方の場合は、特別障害者として所得額から400,000円が控除されます。

なお、納税者の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ、その人が納税者、納税者の配偶者、もしくは納税者と生計を一にしているその他の親族のいずれかと一緒に住んでいる場合は、所得額から750,000円が控除されます。

◆問い合わせ先 確定申告の場合 東村山税務署 TEL 042-394-6811

年末調整の場合 勤務先給与担当者

住民税(障害者控除)

〈対 象〉①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 持っている人

〈内 容〉前年中の合計所得金額が1,350,000円以下の方は、住民税(市民税・都民税)が課税されません。住民税の所得割を納税する方は、所得額から260,000円が控除されます。また、①身体障害者手帳1、2級②愛の手帳1、2度③精神障害者保健福祉手帳1級の方の場合は、特別障害者として300,000円が控除されます。なお、納税者の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ、その人が納税者、納税者の配偶者、もしくは納税者と生計を一にしているその他の親族のいずれかと一緒に住んでいる場合は、530,000円が控除されます。

◆問い合わせ先 課税課 TEL 042-470-7777(内線 2333~2337)

※所得税で申告してある人は手続き不要です

介護保険要介護・要支援認定者の障害者控除

〈対 象〉障害者手帳をお持ちでない市内在住の65歳以上で要介護・要支援認定を受けている人で、次の①~③のいずれかに該当する場合、障害者控除を受けることができる認定書を発行します。

①寝たきり高齢者の方 ②知的障害者に準ずる方 ③身体障害者に準ずる方

◆問い合わせ先 介護福祉課 TEL 042-470-7750

相続税の減額

〈対 象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

〈内 容〉相続または遺贈によって遺産を得た障害者が民法にいう相続人に該当する場合には、相続税額から次の額にその人が満 85 歳になるまでの年数を乗じて算出した金額が控除されます。

身体障害 1、2 級の人	愛の手帳 1、2 度の人	200,000 円
	精神障害者保健福祉手帳 1 級の人	
	その他の障害者	100,000 円

◆問い合わせ先 東村山税務署 TEL 042-394-6811

贈与税の非課税

〈対 象〉身体障害者手帳 1、2 級・愛の手帳 1、2 度・精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

〈内 容〉「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭、有価証券などの財産の信託業務を営む銀行に信託して、受益者の特別障害者がその利益を受けることとなったとき、信託受益権の価格が 6,000 万円までは非課税、精神障害者保健福祉手帳 2、3 級の人 は 3,000 万円まで非課税になります。税務署に申告が必要です。

◆問い合わせ先 東村山税務署 TEL 042-394-6811

利子等の非課税

〈対 象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

〈内 容〉郵便貯金や銀行預金の利子等が非課税となります。

◆問い合わせ先 東村山税務署 TEL 042-394-6811

個人事業税の減免

〈対 象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

〈内 容〉①前年中における事業所得額（他の所得があるときは合算した額）が 370 万円以下であって、本人、または扶養親族に障害がある場合、税額が一人につき 5,000 円（所得税法上、特別障害者に該当する人は 10,000 円）減免されます。

②視力障害の人で両眼の視力（屈折異常のある人については矯正視力）が 0.06 以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を営む場合、非課税となります。

◆問い合わせ先 小平都税支所 TEL 042-464-0070

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

〈対 象〉次表のいずれかの障害のある人

障害の区分		等級	障害の区分	等級
身体障害者手帳	上肢機能障害	1 級・2 級	平衡機能障害	3 級・5 級
	下肢機能障害	1 ～ 6 級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	1 級・3 級・4 級
	体幹機能障害	1 ～ 3 級・5 級	免疫機能障害	1 ～ 3 級
	視覚障害	1 ～ 3 級 視 力 障 害 4 級 (4 級の 1)	音声機能または言語機能障害のうち、喉頭摘出に係る者	3 級
	聴覚障害	2 級・3 級	肝臓	1 ～ 4 級
愛の手帳 1 ～ 3 度				
精神障害者保健福祉手帳 1 級（自立支援医療制度〈精神通院医療〉を受けている人）				

- 〈内 容〉 ①障害のある人またはその人と生計を同じくする人が個人名義の自家用自動車を所有し、もっぱら障害者の方のために使用する場合は減免されます。（軽自動車税と合わせてどちらか 1 台に限る）
- ②椅子の昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車については減免されます。
- ③減免額の上限を自動車税については 45,000 円、自動車取得税については課税標準額 300 万円相当分までとし、上限を超える場合は上限額との差額分を納付していただきます。

- 〈申請先〉 ①新規取得の自動車税（環境性能割・種別割）については、登録の日から 1 ヶ月以内に自動車税事務所へ。
- ②すでに自動車を取得しているときは、自動車税の納期限（通常 4 月 1 日から 5 月 31 日）までに都税事務所へ。納期限を過ぎると、翌年度分からの減免になります。
- ③軽自動車税については、軽自動車税（種別割）の納税通知書が到着後納期限 7 日前までに市の課税課へ。

◆問い合わせ先

- ①多摩自動車税事務所 TEL 042-522-8271 FAX 042-526-1657
- ②小平都税支所 TEL 042-464-0070 FAX 042-464-1309
- ③課税課 TEL 042-470-7777 (内線 2331～2332)

●補装具

補装具の支給・修理(自立支援給付)

〈対 象〉身体障害者手帳をお持ちの人、又は障害者総合支援法の政令で定める疾病（６３～６７ページ参照）に該当する人で、東京都心身障害者福祉センターの判定等により必要と認められた人。児童は、指定医療機関の医師の意見書等により、必要と認められた人。
（種目により、判定が省略できるもの、書類判定でよいものがありますので、詳しくは、事前に障害福祉課までご相談ください）

〈内 容〉補装具対象種目

	種 目			種 目	
肢 体 不 自 由	義肢		視 覚	視覚障害者安全つえ	
	装具			義眼	
	姿勢保持装置			矯正眼鏡	
	車椅子 *	手押し型		コンタクトレンズ	
		ティルト式手押し型		遮光眼鏡	
		リクライニング・ティルト式 手押し型		弱視眼鏡	
		普通型			
		ティルト式普通型			
	リクライニング・ティルト式 普通型	聴 覚 (補 聴 器)	高度難聴用	ポケット型	
	車椅子の付属品 *			耳かけ型	
				重度難聴用	ポケット型
	電動車椅子 *		普通型		耳かけ型
			電動ティルト式普通型	耳あな型	レディメイド
		電動リクライニング・ ティルト式普通型	オーダーメイド		
歩行器 *		骨導式	ポケット型		
歩行補助杖 *			眼鏡型		
重度障害者用意思伝達装置					

※６５歳以上（一部４０歳以上）の人で介護保険の対象となる方、治療用として医療制度による補装具を利用する方は、介護保険制度による保険給付（介護保険の対象でない物を除く）、医療保険による給付が優先されます。

〈自己負担〉利用者負担は、補装具費の１割ですが、低所得者は無料となります。

課税世帯の方は月の上限額が設定されます。

※障害者総合支援法による介護給付費・訓練等給付費が支給されている場合には、利用者負担額と合算して、下表を適用します。

	区分	利用者上限月額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般	市民税課税世帯	３７，２００円
一定所得以上	市民税課税世帯で本人または配偶者のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が４６万以上の場合	支給対象外

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

中等度難聴児発達支援事業

〈内 容〉身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児（児童）のうち、次の各項目のいずれにも該当する方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。（修理費用、購入後の助成はできません）

〈対 象〉

- ① 東久留米市内に居住している１８歳未満の児童。
- ② 両耳の聴力レベルが概ね３０dB以上であり、身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力でないこと。
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童。

※申請には医師意見書（専用様式）等、必要書類の提出が必要です。事前に障害福祉課までご相談ください

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

●日常生活用具

日常生活用具費の支給(地域生活支援事業)

〈対 象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、又は障害者総合支援法の政令で定める疾病（P63～67 ページ参照）に該当する人が、日常生活を容易にすることを目的として支給されるものです。対象については、障害の部位、等級により、細かい規定がありますので、詳しくは、事前に障害福祉課までご相談ください。

※介護保険対象者で介護保険にある項目は、介護保険からの給付・貸与になります。

〈内 容〉日常生活用具対象種目（29～34 ページを参照）

〈自己負担〉利用者負担は、原則として日常生活用具費の1割を負担しますが、低所得者は無料となります。課税世帯の方は月の上限額が設定されます。

	区分	利用者上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円
一定所得以上	市民税課税世帯で本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万以上の場合	支給対象外

※所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳未満の障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳(※)での世帯全員
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者

(※)住民票が別々であっても、税制度または医療保険制度それぞれのなかで扶養の関係がある場合は、同一世帯とみなされます。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

日常生活用具対象種目

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具		特殊寝台	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が１級又は２級の者、及び寝たきりの状態にある難病患者等	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
		特殊マット	３歳以上の知的障害の程度が最重度または重度の者	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等を加工したもの
			３歳以上１８歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が１級又は２級の者	
			１８歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度が１級の者（常時介護を要する者に限る）	
			寝たきりの状態にある難病患者等	
		特殊尿器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が１級の者（常時介護を要する者に限る）、及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの
		入浴担架	３歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度が１級又は２級の者（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
		体位変換器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が１級又は２級の者（下着交換等にあたって、家族等他人の介護を要する者に限る）、及び寝たきりの状態にある難病患者	介護者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
		移動用リフト	３歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度が１級又は２級の者、及び下肢又は体幹に係る障害のある難病患者等	障害者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）
		訓練いす	３歳以上１８歳未満で下肢又は体幹機能障害の程度が１級又は２級の者	原則として付属のテーブルを付けるもの
		訓練ベッド	３歳以上１８歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が１級又は２級の者、及び下肢又は体幹に係る障害のある難病患者等	腕又は足の訓練ができる器具を備えたものとする
		屋内移動設備	学齢児以上の歩行ができない、上肢・下肢又は体幹機能障害の程度が１級の者及び補装具として車いすの支給を受けた内部障害者	床に置いて、その機器の可動範囲内でつり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの、階段走行式のもの

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
自立 支援 用具	○	入浴補助用具	3歳以上の下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助し、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く）
		浴槽（湯沸器を含む）	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	
	○	便器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	手すりのついた腰掛け式のもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）
		頭部保護帽	知的障害の程度が最重度又は重度の者又は肢体不自由の身体障害者（児）又は難病患者等でてんかん等発作により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（レディメイド、オーダーメイド）
			精神障害者（児）でてんかん等の発作等により頻繁に転倒する者	
		T字状・棒状の杖	学齢児以上の下肢又は体幹、もしくは内部障害で、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能な者	前腕の固定部と支持部がない1本の脚のもの
		移動・移乗支援用具	3歳以上の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で家庭内の移動等において介助を必要とする者、及び下肢が不自由な難病患者等	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等（設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く）
		特殊便器	学齢児以上の知的障害の程度が最重度又は重度で、自らの排便の処理が困難な者	介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの又は足踏ペダルで温水温風を出し得るもの（取替えにあたり、住宅改修を伴うものを除く）
			学齢児以上の上肢機能障害の程度が1級または2級の者、及び上肢機能に障害のある難病患者等	
		火災報知器	身体障害の程度が1級又は2級の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (視覚障害者…大音量で屋外にも知らせ得るもの 聴覚障害者…光を発するもの 肢体不自由…音で屋外にも知らせ得るもの。ほぼ寝たきり状態の方。)
			知的障害の程度が最重度又は重度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	
			精神障害者の程度が2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
自立 支援 用具		自動消火 装置	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液等を噴射し、初期火災を消火し得るもの
			火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
		ガス安全 システム	18歳以上の咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者（咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの
			18歳以上の下肢又は体幹機能障害が1級の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	
		電磁調理器	18歳以上の視覚又は上肢機能障害の程度が1級又は2級の者及び下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	障害者が容易に使用し得るもの
			18歳以上の知的障害の程度が最重度又は重度の者	
		音響案内 装置	学齢児以上の視覚の障害が1級又は2級の者（2級の者は、送信機のみに限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		屋内信号 装置	18歳以上の聴覚障害の程度が1級又は2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る）	音、音声等を視覚、触覚により知覚できるものであること（サウンドマスター、ベビーシグナル、聴覚障害者用目覚まし時計及び聴覚障害者用屋内信号等を含む）
		ルーム クーラー	18歳以上の頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した者（医師により、体温調節機能を喪失したと認められた者）	障害者が容易に使用し得るもの
		空気清浄器	18歳以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
在宅療養等支援用具		透析液加温器	3歳以上の人工透析を必要とする者（自己連続携行式腹膜灌流患者に限る）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの
		ネブライザー（吸入器）	学齢児以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの、及び呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者（児）が容易に使用し得るもの
		電気式たん吸引器	上記に同じ	障害者（児）が容易に使用し得るもの
		酸素ボンベ運搬車	おおむね18歳以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る）	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの
		音声式体温計	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		音声式血圧計	原則として学齢児以上の身体手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害等級が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		体重計	18歳以上の視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具		動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸機能を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの
		携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声機能もしくは言語機能障害者（児）、又は肢体不自由で、音声言語の著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		情報・通信支援用具	学齢児以上の上肢又は言語及び上肢機能障害の程度が1級又は2級の者（文字を書くことが困難な者に限る） 学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び保存機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの（障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトをいう）

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具		点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則視覚2級以上かつ聴覚2級以上）で必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
		点字器	視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		点字タイプライター	視覚障害の程度が1級又は2級の者（本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれているもの）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		ポータブルレコーダー	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	録音再生機又は再生専用機であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		活字文書読み上げ装置	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力するもの
		視覚障害者用音声ICタグレコーダー	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、ICタグ等の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの
		視覚障害者用読書器	学齢児以上の視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能となる者	拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの
		時計	18歳以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	触読式、音声式視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		情報受信装置	聴覚障害者（児）で本装置により、テレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付の映像を画面に出力し、災害時の緊急信号を受信するもの
		地デジ対応ラジオ	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	震災時の視覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		人工喉頭	学齢児以上の音声、言語機能障害者（児）で咽頭摘出等により、発声機能を喪失した者	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		フラッシュベル	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語機能障害の程度が3級以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの
		会議用拡聴器	学齢児以上の、聴覚障害の程度が4級以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
情報・意思疎 通支援用具		携帯用信号装置	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語機能障害の程度が３級以上の者	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚できるもの
		点字図書	学齢児以上の視覚障害者（児）で主に情報の入手を点字によっている者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書
排泄 管理 支援 用具		ストマ用装具	(1)ぼうこう、直腸機能障害者（児）で人工膀胱又は人工肛門の造設をしている者 (2)ストマ装具を装着できない者、又は高度の排尿機能障害もしくは排便機能障害のある者	(1)蓄便袋、蓄尿袋 (2)紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具
		紙おむつ	３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で脳性麻痺等脳原性運動機能障害(概ね ３ 歳未満までに発現した非進行性脳病変により、排泄の意志表示が困難な全身性の障害であるもの	紙おむつ
住宅 改 修 費		収尿器	肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とし、実際に使用されている状況である者	採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防止装置をつけるもの
	○	居宅生活動作補助用具（小規模改修）	学齢児以上 6 5 歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が 3 級以上のもの及び補装具として車いすの支給を受けた内部障害者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更 ④引き戸等への扉の変更 ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥住宅改修に付帯して必要となる改修 ⑦難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
	※	中規模改修	学齢児以上 6 5 歳未満の下肢または体幹機能障害の程度が 2 級以上のもの及び補装具として車いすの支給を受けた内部障害者	①居宅生活動作補助用具（小規模改修）において、給付の対象となる改修でなお足りない部分についての工事②居宅生活動作補助用具（小規模改修）において、給付の対象をならない改修で、必要と認める工事（例）・浴槽の取替え工事・流しの取替え工事・玄関の床段差解消機の設置工事等

※ 40 歳以上 65 歳未満の人で介護保険の対象となる人については、介護保険による保険給付を受け、なお給付が必要になる部分についてののみ、中規模改修を給付します。

●住宅

都営住宅使用料の特別減額

〈対 象〉①身体障害者手帳 1、2 級 ②愛の手帳 1～3 度 ③精神障害者保健福祉手帳 1、2 級または常時介護を要する特殊疾病の人がいる世帯。ただし、世帯の所得が一定額以下の場合に限ります。

〈内 容〉使用料が 2 分の 1 に減額されます。

◆問い合わせ先 東京都住宅供給公社(都営収納課) TEL 03-3409-1521

都営住宅の優遇制度

(1) 一般世帯向け都営住宅抽選優遇

〈対 象〉申込本人または、同居若しくは同居しようとする親族が、①身体障害者手帳 1～6 級の人 ②愛の手帳 1～4 度の人 ③精神障害者保健福祉手帳 1～3 級およびそれと同程度の障害がある人で都営住宅の申込資格がある人。(収入制限あり)。

〈内 容〉一般の方よりも有利な当選率で抽選がうけられます。

(2) 心身障害者世帯向け優遇(ポイント方式)

〈対 象〉申込本人または、同居若しくは同居しようとする親族が、①身体障害者手帳 1～4 級の人 ②愛の手帳 1～3 度の人 ③精神障害者保健福祉手帳 1、2 級およびそれと同程度の障害がある人で都営住宅の申込資格がある人。(収入制限あり)。申込本人が都内に 3 年以上居住している人に限ります。同居親族がいることが要件であり、単身者は申込ができません。

〈内 容〉抽選をしないで、実態調査の結果に基づき、住宅に困っている度合いの高い人から順にあき家住宅をあっせんします。

◆問い合わせ先 東京都住宅供給公社(都営収納課) TEL 03-3409-1521



●日常生活の援助

ガソリン費の助成

〈対 象〉在宅で、同居世帯所有の車（営業用は不可）で、移動の介助を受けている次のいずれかの障害に該当する人

①身体障害者手帳 1～2 級（内部障害は 3 級）の人 ②愛の手帳 1～2 度の人

〈支給制限〉次のいずれかに該当するときは支給されません

①福祉タクシー事業対象者 ②病院に入院している人 ③施設に入所している人
④世帯全員（車両所有世帯を含む）の所得のうち一人でも限度額を超えているとき

〈内 容〉1 リットルにつき 55 円を、3 ヶ月 150 リットルまで助成

支払月 4 月、7 月、10 月、1 月

（支払月の初めに、前 3 ヶ月分の領収書を添付して申請）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

福祉タクシー事業

〈対 象〉在宅で、通常の交通機関を利用することが困難な次のいずれかの障害に該当する人

①身体障害者手帳 1～2 級（内部障害は 3 級）の人 ②愛の手帳 1～2 度の人

〈支給制限〉次のいずれかに該当するときは支給されません

①ガソリン費助成事業対象者 ②病院に入院している人
③施設に入所している人 ④本人の所得が限度額を超えているとき

〈内 容〉6 ヶ月で、上限 10,000 円までを助成

支払月 4 月、10 月

（支払月の初めに、前 6 ヶ月分の領収書を添付して申請）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

放送受信料の減免(証明書の交付)

(1) 次の場合は、全額免除となります

- ①身体障害者手帳を持っている人がいる世帯で、その世帯が非課税である場合
- ②愛の手帳を持っている人がいる世帯で、その世帯が非課税である場合
- ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、その世帯が非課税である場合

(2) 次の場合は、半額免除となります

- ①世帯主が身体障害者手帳の所持者で視覚障害者または、聴覚障害者で契約者の場合
- ②世帯主が身体障害者手帳の所持者で重度(障害程度1、2級)および契約者の場合
- ③世帯主が愛の手帳の所持者で重度(障害程度1、2度)および契約者の場合
- ④世帯主が精神障害者保健福祉手帳の所持者で重度(障害程度1級)および契約者の場合

◆問い合わせ先 NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077 FAX 045-522-3044

家庭ごみ指定収集袋の減免

〈対象〉次のいずれかに該当する障害者手帳を持っている人がいる世帯で、その世帯が住民税非課税である場合

- ①身体障害者手帳1、2級 ②愛の手帳1、2度 ③精神障害者保健福祉手帳1級

〈申請方法〉必要書類をお持ちのうえ、ごみ対策課へ申請をしてください。郵送での申請の場合は、必要書類(各種手帳は写し)をごみ対策課へ送付してください。

〈必要書類〉・手数料(減額・免除)申請書

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ

※他自治体から転入した場合は、転入前の自治体で住民票上の世帯全員分の非課税証明を取得し、提出してください。

〈その他〉・交付を受けることができる枚数には、世帯員の数により制限があります。

- ・指定収集袋の交付においては、10月を1年の始まりとし、翌9月を1年の終わりとします。

- ・1年の途中で交付の申請が行われた場合、交付枚数は残りの月数に応じて減少します。

◆問い合わせ先 ごみ対策課 TEL042-473-2117 〒203-0042 東久留米市八幡町2-10-10

ファクシミリ緊急通報(ファックス 110 番・119 番)

〈対 象〉在宅の聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳を持っている人で、電話による通報が困難な場合。

〈内 容〉決まった様式はありません。通報したい内容を簡潔かつ明白に記載したものを下記の番号にファックスしてください。

(1) 警視庁 ファックス 03-3597-0110

(2) 消防庁 局番なしの 119

緊急ネット通報

〈対 象〉在宅の聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳を持っている人

〈内 容〉音声（肉声）による 119 番通報が困難な聴覚障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及びスマートフォンからウェブ機能を利用して、東京消防庁に緊急通報（火災や救急などの通報）を行い、消防車や救急車の出動要請ができるものです。

〈その他〉インターネットおよび電子メールの機能を使うことができる携帯電話やスマートフォンから登録が必要です。登録用メールアドレス(entry_13000@entry03.web119.info)に空メールを送信し、登録をしてください。

※緊急メール通報は平成28年1月31日をもって運用を終了しました。緊急メール通報の通報用アドレス宛に通報されても受信できません。

◆問い合わせ先

東京消防庁防災部防災安全課

TEL 03-3212-2111(代表) FAX 03-3213-1478

E-mail: bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp （このアドレスから登録はできません。）

警視庁 110 番サイト

〈対 象〉在宅の聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳を持っている人

〈内 容〉事件・事故にあったとき、専用のホームページにアクセスして 110 番通報するサイトを開設しています。（スマートフォンではアプリを提供しています）

◆問い合わせ先

警視庁 通信指令本部 指令計画第一係 電話：03-3581-4321（警視庁代表）

警視庁 110 番サイト <http://mpd110.jp/>

警視庁 110 番サイト案内

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/jiken_jiko/110/110site.html

避難行動要支援者の避難行動支援

〈対象となる方の目安〉在宅で次の手帳を所持し、災害時に自力での避難が困難な方

- ① 身体障害者手帳 1～3級
- ② 視覚障害4級～6級の身体障害者手帳所持者
- ③ 聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳所持者
- ④ 愛の手帳 1～3度
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1級～2級

〈内 容〉地震や、火災・洪水などの災害が発生したときに、自力での避難が困難な上記の障害等級の方が対象となります。上記の障害等級に該当しなくても、その方の条件によっては申請を受付けます。

※なお、上記制度とは別に市では、防災行政無線の放送内容や防災情報や防犯情報を広く皆様にお伝えするために「安心くるめーる」という登録制メール配信サービスを実施しています。

◆問い合わせ 防災防犯課 TEL 042-470-7777 (内)2223

電話番号の無料案内(ふれあい案内)

〈対 象〉次の手帳を持っている人

- ①身体障害者手帳
 - ・視覚1～6級
 - ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1、2級
- ②愛の手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳

〈内 容〉N T Tの電話番号案内が無料で利用できます。事前の申し込みが必要です。

◆問い合わせ先 N T T TEL フリーダイヤル 0120-104174

携帯電話料金の割引

〈対 象〉①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 を持っている人

〈内 容〉携帯電話等の基本使用料等の割引があります。

◆問い合わせ先 各携帯電話会社

市営自転車等駐車場

〈対 象〉通勤、通学等で自転車等駐輪場を常時利用する、①身体障害者手帳②愛の手帳③精神障害者保健福祉手帳を持っている人

〈内 容〉利用料金が免除になります。別途、申請が必要です。

◆問い合わせ先 管理課 TEL 042-470-7764

ヘルプカード・ヘルプ手帳

〈対 象〉市内在住、または市内の事業所に通所している身体・知的・精神障害のある方、発達障害がある方、難病に罹患している方

〈内 容〉障害のある人には、自ら「困った」となかなか伝えられない人がいます。手助けが必要なのに、「コミュニケーションに障害があって、困ったことをなかなか伝えられない人」、「そもそも困っていることを自覚できない人」もいます。

「ヘルプカード」は障害のある人が普段から身につけておくことで、困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

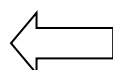
また、「ヘルプ手帳」は、災害時や緊急時に備え、ヘルプカードに書ききれない情報を補うものです。



※詳しくはリーフレットをご覧ください、障害福祉課までご連絡ください。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

ヘルプマーク



こちらの「ヘルプマーク」については、東京都が作成し、援助や配慮の必要な方に、無料配布しています。配布窓口は、下記のとおりです。在庫等については、各配布窓口に直接お問い合わせください。

＜東京都のヘルプマーク配布窓口＞

- ・都営地下鉄各駅（押上駅・目黒駅・白金台駅・白金高輪駅・新宿線新宿駅を除く）駅務室
- ・都営バス各営業所
- ・東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を除く）
- ◆この中で、東久留米から近くの配布窓口の連絡先
 - 都営大江戸線 練馬駅（TEL03-5999-8712）新宿駅（TEL03-5354-4351）
 - 都バス営業所 北自動車営業所練馬支所（TEL 03-3993-0432）
 - 東京都心身障害者福祉センター（TEL 03-3235-2946）

その他下記の場所でも配布しています。

- ・荒川電車営業所 ・日暮里・舎人ライナー（日暮里・西日暮里駅）駅務室
- ・ゆりかもめ（新橋駅・豊洲駅）駅務室
- ・多摩モノレール（立川南駅・立川北駅・玉川上水駅・上北台駅他）駅務室
- ・都立病院、公益財団法人東京都保健医療公社の病院等

～視覚障害者の援助～

身体障害者補助犬の給付

〈対 象〉都内におおむね１年以上居住する１８歳以上の人で

- ①盲導犬 視覚障害者１級の人
- ②介助犬 肢体不自由１、２級の人
- ③聴導犬 聴覚障害２級の人

〈内 容〉費用は無料。飼育費等は自己負担になります。

◆問い合わせ先 （盲導犬）アイメイト協会 TEL：03-3920-6162
 日本盲導犬協会 TEL：03-5452-1266
 （聴導犬）日本聴導犬協会 TEL：0265-85-4615
 FAX：0265-85-5088
 E-mail：inf@hearingdog.or.jp

家庭生活講習会

〈対 象〉都内に居住し、家庭内における日常生活活動に著しい制限を受けている在宅の視覚障害者

〈内 容〉調理、生花、手芸裁縫等の各科目についての講習。費用は無料（テキスト代、教材費は受講者負担）。

◆問い合わせ先 東京都盲人福祉協会 TEL 03-3208-9001 FAX03-3208-9005

盲青年等社会生活教室

〈対 象〉重度の視覚障害を持つ青年及び高齢者で身体障害者手帳を持っている人

〈内 容〉社会生活に必要な知識の習得や体験交流等。費用は無料（教材費等は受講者負担）。

◆問い合わせ先 東京都盲人福祉協会 TEL 03-3208-9001 FAX03-3208-9005

中途失明者緊急生活訓練事業

〈対 象〉都内在住で原則として１８歳以上の身体障害者手帳を持つ視覚障害者

〈内 容〉指導員が家庭などへ訪問し、点字、歩行、家事、日常生活の訓練・相談。
（費用は無料）

◆問い合わせ先 東京都盲人福祉協会 TEL 03-3208-9001 FAX03-3208-9005

点字図書・声の図書製作、貸出し

〈対 象〉都内在住又は通勤、通学の視覚障害者の人

〈内 容〉点字や録音による学習図書、専門図書を製作、貸出しします。

◆問い合わせ先 日本点字図書館 TEL 03-3209-0241

希望点字図書・希望声の図書製作

〈対 象〉都内在住又は通勤、通学の視覚障害者の人

〈内 容〉個人から希望があった教養、専門図書を点訳、録音し、郵送します。ただし、原本、点字用紙、テープ、製作費用は自己負担になります。

◆問い合わせ先 日本点字図書館 TEL 03-3209-0241

視覚障害者用図書情報の提供

〈対 象〉都内在住又は通勤、通学の視覚障害者の人

〈内 容〉視覚障害者用図書に関する情報提供を行います。ただし、点字によるサービスを受ける場合は、点字用紙、テープは自己負担になります。

◆問い合わせ先 日本点字図書館 TEL 03-3209-0241

点字・録音刊行物作成配布

〈対 象〉18歳以上の視覚障害者で身体障害者手帳を持っている人

〈内 容〉都の刊行物等で社会生活を営む上で必要な情報知識をまとめて配布します。

◆問い合わせ先 東京都盲人福祉協会 TEL 03-3208-9001

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

〈対 象〉都内在住、在勤の視覚障害者で身体障害者手帳を持っている人

〈内 容〉日常生活上の文章（手紙、パンフレット等）の点訳、墨訳、対面朗読、およびファックスで送信された文章の電話による朗読サービスを行ないます。

◆問い合わせ先 東京都障害者福祉会館 TEL 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550

広報東京都・都議会だより(点字版・テープ版)

〈対 象〉視覚障害者で身体障害者手帳を持っている人

〈内 容〉毎月発行される「広報東京都」、年５回発行される「都議会だより」の点字版、音声版を無料で直接郵送します。

◆問い合わせ先

広報東京都・・・東京都生活文化局広報公聴部 TEL 03-5388-3093

都議会だより・・・東京都議会議会局管理部広報課 TEL 03-5320-7126

声の広報

〈対 象〉視覚障害で１～３級の身体障害者手帳を持っている人

〈内 容〉「広報ひがしくるめ」をデージー形式のＣＤ版に収録し、毎回の広報紙発行にあわせて、郵送しています。

◆問い合わせ先 秘書広報課広報係 TEL 042-470-7708

～聴覚障害者の援助～

意思疎通(コミュニケーション)支援事業(手話通訳者派遣・要約筆記者派遣)

- 〈対 象〉 聴覚障害および言語機能障害の身体障害者手帳を持っている人
〈内 容〉 聴覚障害者および言語機能障害者の社会生活を円滑にするため、手話通訳者
又は要約筆記者を派遣します。費用は無料ですが、遠方の場合の交通費等ご負担が生じる場合があります。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181
E-mail: shogai-fukushi@city.higashikurume.lg.jp

電話リレーサービス

- 〈対 象〉 聴覚や発話に困難がある人
〈内 容〉 聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、電話で双方向につながります。

◆問い合わせ先 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913

読話講習会

- 〈対 象〉 18歳以上の都内在住の中途失聴・難聴者で身体障害者手帳を持っている人
〈内 容〉 コミュニケーション手段としての読話技術の指導を行ない、社会参加の促進を図ります。

◆問い合わせ先 東京手話通訳等派遣センター TEL 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

コミュニケーション機器の貸出し

- 〈対 象〉 都内在住の身体障害者手帳を持っている聴覚障害者及びその保護者、都内の聴覚障害者団体等
〈内 容〉 ①オーバーヘッドプロジェクター
②磁気ループ（ヒアリングループ）
③ビデオプロジェクター
無料にて貸出し。ただし、運搬費用等は自己負担となります。

◆問い合わせ先 東京手話通訳等派遣センター TEL 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

喉頭摘出者発声訓練

- 〈対 象〉 都内に居住する喉頭摘出者
〈内 容〉 疾病等で喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人を対象に、食道発声訓練、人工喉頭、電気発声器による発声訓練等を行ないます。

◆問い合わせ先 社団法人 銀鈴会 TEL 03-3436-1820 FAX 03-3436-3497

吃音者発声訓練

〈対 象〉都内に居住、通勤又は通学する１５歳以上の吃音者

〈内 容〉吃音者に対し、言語の発声訓練、話し方研究、グループワーク等の講習を無料で実施しています。ただし、テキスト代等は、受講者負担となります。

◆問い合わせ先 東京言友会 TEL 03-3942-9436 FAX 03-3942-9438

携帯型磁気ループ(ヒアリングループ)貸出し

〈対 象〉 市内に居住している聴覚障害者（児）で身体障害者手帳を持っている人及び聴覚障害者関連団体（グループを含む）

〈内 容〉 補聴器を利用されている方や難聴の聴覚障害者の方が、講演会や会議などに参加される場合に音声をクリアに聴き取るための携帯型磁気ループ（ヒアリングループ・磁気誘導システム）の貸出しを行っています。

また、市議会開催中は、本会議場や委員会室に設置し、傍聴できるようになります。

他の期間では、会議や催し物を開催する際など、主催団体などへ申請による貸し出しを行います。

◆問い合わせ先 ・さいわい福祉センター TEL 042-477-2711 FAX 042-477-2750

利用可能な場所は、同センター（２階会議室・１階ホール）に限られます。

・その他の場所への貸出の場合は障害福祉課

TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

身体障害者補助犬の給付

〈対 象〉都内におおむね１年以上居住する１８歳以上の人で

①盲導犬 視覚障害者１級の人

②介助犬 肢体不自由１、２級の人

③聴導犬 聴覚障害２級の人

〈内 容〉費用は無料。飼育費等は自己負担になります。

◆問い合わせ先 （盲導犬）アイメイト協会 TEL 03-3920-6162

日本盲導犬協会 TEL 03-5452-1266

（聴導犬）日本聴導犬協会 TEL : 0265-85-4615

FAX : 0265-85-5088

E-mail : inf@hearingdog.or.jp

●職業

職業訓練

(1) 東京障害者職業能力開発校

〈対 象〉

職業的自立が見込まれ、1日8時間の訓練を受けられる身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の方

〈訓練内容〉

能力に応じた技能と基礎知識を身につけ、訓練終了者には公共職業安定所と連携して、職業紹介を行います。(視覚障害者については、社会福祉法人日本盲人職能開発センターに委託して訓練を実施)。

〈科 目〉

調理・清掃サービス、オフィスワーク、ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、OA実務(視覚障害者)、職域開発、就業支援、実務作業

〈期 間〉

1年(調理・清掃サービス、オフィスワーク、職域開発は6ヶ月、就業支援は3ヶ月)

〈費 用〉

授業料無料、教科書支給、教材貸与、作業服自己負担、食堂利用自己負担。なお、公共職業安定所の指示により入校された方は雇用保険の支給あり。雇用保険の受給資格がない方で、公共職業安定所の指示により入校された方は訓練手当の支給あり。

〈申込み〉

毎年9月以降に募集(科目によっては別の時期の募集もあり)。公共職業安定所へ応募書類を提出。

◆問い合わせ先 東京障害者職業能力開発校 TEL 042-341-1411 FAX 042-341-1451
〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

(2) 公益財団法人東京しごと財団東京しごとセンター

障害のある方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関等と連携し、職業訓練、職業定着支援などを行う。

- ① 障害者就業支援情報コーナーで必要な情報を紹介
- ② 就活セミナー・保護者向けセミナーの開催
- ③ 職場体験実習での仕事体験
- ④ 障害者委託訓練

〈科 目〉

知識・技能習得訓練コース、障害者向け日本版デュアルシステム、実践能力習得コース、eラーニングコース、在職者訓練コース

〈費 用〉

無料。訓練手当、昼食代、交通費等の支給はなし。

〈申込み〉

公共職業安定所に求職登録、公共職業安定所を通じて東京しごと財団へ受講希望シートを提出

◆問い合わせ先 公益財団法人 東京しごと財団 TEL 03-5211-2310 FAX 03-5211-2329
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

(3) 東京障害者職業センター

〈対 象〉

就職を目指す障害者および障害者の雇用を考えている事業主

〈内 容〉

公共職業安定所や事業主と連携しながら以下の内容を実施しています。

- ・就職や職場定着等についての職業相談、必要に応じて職業評価
- ・就職に向けて準備を整えるための職業準備支援
- ・休職中の精神障害者を対象に職場復帰支援（リワーク）

〈費 用〉

無料

〈申込み〉

申込み・利用は、直接、東京障害者職業センターへお問い合わせください。

◆問い合わせ先 東京障害者職業センター(多摩支所) TEL 042-529-3341 FAX 042-529-3356
〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F

就労支援

(1) 東久留米市障害者就労支援室

〈対 象〉

一般就労が可能な市内在住または在勤の障害者

〈内 容〉

一般就労に関する、以下の内容を実施します。

- ・求職活動に関する相談・支援
- ・職場定着のための相談・支援
- ・就職に向けて準備を整えるための相談・支援
- ・離職に関する相談・支援
- ・就労に伴い必要となる生活面の相談 etc.

〈開所日・時間〉

月～金曜日の9時～17時

〈申込み〉

申込み・利用は直接、就労支援室へ

名 称	住 所 / 電 話	主な対象者
就労支援室 「さいわい」	幸町3-9-28 さいわい福祉センター内 TEL:477-3100 FAX:477-2750	身体障害者 知的障害者 難病患者
就労支援室 「あおぞら」	幸町3-6-2 アトモスビル2F TEL:476-2625 FAX:420-1620	精神障害者

雇用保険法による失業等給付

〈内容〉

障害がある雇用労働者が失業した場合に、失業給付（基本手当）の所定給付日数が一般労働者に比べ、手厚くされています。また、基本手当を残して安定所の紹介により就職した場合、常用就職支度金等が支給されます。

◆問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク三鷹） TEL 0422-47-8609

障害者更生資金(生活福祉金)

〈内容〉

障害のある人の世帯に生業営む資金、就職の支度費および技能習得のための資金が低利で貸付けられます。

◆問い合わせ先 東久留米市社会福祉協議会 TEL 042-471-0294

●社会参加

市立施設等の免除・割引

〈対 象〉 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人およびその介護者（１名）

〈内 容〉 手帳の提示等による使用料の免除、割引。

- ・スポーツセンター（プール、トレーニング、バトミントン、バスケットボール利用時、障害者本人と介護者１名免除。初回に受付にて減免申請し、カードを発行）
- ・柳泉園（室内プール、浴場施設利用時に障害者本人と介護者１名半額）
- ・多摩六都科学館（障害者本人と介護者１名、入館料、番組観覧料が免除）

◆問い合わせ先 スポーツセンター TEL 042-470-7900
 柳泉園 TEL 042-473-3121
 多摩六都科学館 TEL 042-469-6100

都立施設の入場料

〈対 象〉 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその必要な範囲の介護者が無料で入園できます。

〈内 容〉 公園などの窓口到手帳を提示すれば無料で入場できます。また、車椅子の貸し出しも行っています。なお、都立公園では、有料駐車場が無料で利用できる場所があります。

◆施設名 浜離宮恩賜庭園・旧芝離宮恩賜庭園・清澄庭園・小石川後樂園・六義園・向島百花園・旧古川庭園・殿ヶ谷戸庭園・神代植物公園・東京湾野鳥公園・多摩動物公園・恩賜上野動物公園・井の頭自然文化園・夢の島熱帯植物園・葛西臨海水族館・東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・旧岩崎邸庭園等

※一部有料となる場合があります。ご利用の際は、各施設へお問い合わせ下さい。

車椅子の貸出し

〈内 容〉 障害のある人や高齢者などで、一時的に車椅子が必要な人のために、社会福祉協議会で貸出しをしています。

◆問い合わせ先 東久留米市社会福祉協議会 TEL 042-471-0294

郵便による投票

〈対 象〉

身体障害者手帳を持っている人で、障害程度が両下肢、体幹、移動機能障害は１・２級、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害は１・３級、免疫、肝臓の障害は１～３級と記載されている人。

〈内容〉

投票所に行くことが困難な人は、事前に「郵便投票証明書」の交付を受けておくと郵便による投票ができます。

◆問い合わせ先 選挙管理委員会 TEL 042-470-7790

代理投票・点字投票

〈内容〉

手などが不自由で文字を書くことができない方は、本人が投票所で申し出れば、投票所の係員が代理で筆記を行う代理投票があります。また、目の不自由な方には点字投票の制度があり、各投票所に点字器があります。投票所（または期日前、不在者投票所で係員に申し出てください）

◆問い合わせ先 選挙管理委員会 TEL 042-470-7790 当日は各投票所

障害者スポーツセンター

障害者の健康増進と社会参加の促進するための障害者専用のスポーツ施設です。スポーツ・レクリエーションに気軽に参加でき、障害の種類、程度、スポーツの経験、利用の目的に応じて支援を行っています。区部に障害者総合スポーツセンター、市部に多摩障害者スポーツセンターがあります。

〈対象〉

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または、同程度の障害を有する人。
- ②障害者を介護する人
- ③障害者の福祉増進を目的とする団体

〈内容〉

- ①スポーツ施設、宿泊施設などの利用公開
- ②障害者福祉に関する情報提供
- ③スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ④スポーツ教室、記録会、地域交流行事講習会等の開催
- ⑤スポーツクラブの育成 等

〈利用料〉

- ・施設利用は無料。宿泊は障害者と介護者１人まで１泊１５００円、その他２０００円

〈利用時間〉

9時～21時。ただし、次の施設は次のとおり。

- ①体育館・卓球室及びトレーニングルーム 9時～20時30分
- ②集会室、印刷室、図書室及び録音室 9時～21時
- ③屋内温水プール 10時～20時30分
- ④運動場、アーチェリー場、テニスコート及びスポーツ広場（総合スポーツセンターのみ）
9時～18時30分（春・夏期4月～8月）、9時～17時（秋・冬期9月～3月）
- ⑤宿泊施設 チェックイン15時～チェックイン翌日10時

〈休館日〉

水曜日（祝日の時は木曜日）、祝日の翌日（土、日のときは開館）、
年末年始（12月29日～1月3日）

〈利用方法〉

- ①個人利用 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参、初回に利用証の交付を受け、次回からは利用証を提示。する。
- ②団体利用 あらかじめ利用申請書を提出して利用承認を受ける（3ヶ月前から受付）
- ③宿泊室3ヶ月前から予約受付

◆問い合わせ先

- ・多摩障害者スポーツセンター 東京都国立市富士見台2-1-1
TEL 042-573-3811 FAX 042-574-8579
- ・障害者総合スポーツセンター 北区十条台1-2-2
TEL 03-3907-5631 FAX 03-3907-5613

東京都障害者休養ホーム

障害者（児）の人が家族や仲間の人とくつろげる保養施設を指定し、その施設を利用した人の宿泊料を一部助成します。利用申込書により、日本チャリティ協会へ申し込みをします。

〈対象〉都内の住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの人と付添い人1人。

〈内容〉利用料金のうち障害者一人一泊につき大人6,490円、子供5,770円、付添い人一人一泊につき大人3,250円を限度に助成します。（年度2泊まで）あらかじめ、空き状況を各施設に問い合わせてください。
パンフレットと申込書は、障害福祉課にあります。

◆問い合わせ先

- ・日本チャリティ協会 TEL 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964
〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階
- ・障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

市立図書館によるハンディキャップサービス

活字による読書や、印刷されたものをそのまま利用することが困難な方、図書館への来館が困難な方への図書館サービスです。ハンディキャップサービスを利用するには、東久留米市立図書館の利用カード交付とサービスの利用登録が必要です。申請は各館の窓口で受け付けています。

○活字による読書や、印刷されたものをそのまま利用することが困難な方

①録音図書等の貸出

<対象>

東久留米市に在住、在勤又は在学で、活字による読書や印刷されたものをそのまま利用することが困難な方（視覚障害等により、視覚による表現の認識が困難な方）

<利用できる資料>

- ・デージー（DAISY）図書
- ・マルチメディアデージー図書
- ・点字図書
- ・カセットテープ

<貸出点数と貸出期間>

- ・貸出点数：20 タイトル

貸出期間：郵送貸出 1 か月以内（郵送貸出には要件があります）

窓口貸出 14 日以内

※デージー再生機の貸出

事前にハンディキャップサービスの利用登録が必要です。詳しくは中央図書館までお問い合わせください。

②対面朗読

<内容>

図書館の対面朗読室や録音室で、図書館所蔵資料（図書や雑誌等）を対面で代読します。

<対象>

東久留米市に在住、在勤又は在学の、図書館への来館が可能な方で、視覚障害等や高齢（65 歳以上）により、図書館資料をそのままの形では利用することが困難な方

<実施場所>

- ・東久留米市立中央図書館 2 階 対面朗読室
- ・東久留米市立東部図書館 録音室

<実施日時>

図書館開館日の午前 10 時から午後 5 時まで

1 日 1 回、2 時間まで（資料を読み終えたら終了です）

<申込>

利用希望日の 7 日前までに、希望日時と資料を中央図書館に連絡してください。

○図書館への来館が困難な方

③宅配サービス

<内容>

図書館への来館が困難な方に、自宅まで資料をお届けします。

<対象>

東久留米市に在住の図書館への来館が困難な方で、下記に該当する方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・介護保険法に基づく要介護認定を受けている方
- ・入院または自宅療養が必要な方（1か月以上療養を必要とされる方）

<貸出資料>

- ・図書館資料（図書、雑誌、視聴覚資料）
- ・録音図書等 ※別途、録音図書等の貸出についての利用登録申請が必要です。

<貸出点数と貸出期間>

貸出点数：図書（雑誌含む） 20冊以内 ※録音図書等の貸出は図書に含みます。

CD 及びカセットテープ 10点以内

DVD 及びビデオテープ 1点以内

貸出期間：14日以内

○その他の機器・資料等

- ・拡大読書器、読書補助具（老眼鏡、ルーペ、リーディングトラッカー等）を館内で利用できます。
- ・大活字本、点字図書、LLブック等のバリアフリー資料を貸出しています

◆問い合わせ先

中央図書館：中央町2-6-23 TEL 042-475-4646 FAX 042-475-6631

滝山図書館：滝山4-1-10（西部地域センター2階） TEL 042-471-7216

ひばりが丘図書館：ひばりが丘団地185（南部地域センター2階） TEL 042-463-3996

東部図書館：大門町2-10-5（東部地域センター1階） TEL 042-470-8022

ひばり学級(青年学級)

社会に出た心身に障害を持つ青年、成人が月1～2回集まって仲間づくり、実際生活に必要な知識及び技能を習得し、一般教養を向上させるよう活動を行なっています。

◆問い合わせ先 NPO 法人東久留米市文化協会(生涯学習センター内) TEL 042-477-4700

お日さまサンサンフェスティバル

障害のある子供が地域の子供やボランティアと一緒に、いろいろな遊びを通して交流、楽しく一日を過ごし、ふれあいを深める集い、催しです。

◆問い合わせ先 NPO 法人東久留米市文化協会(生涯学習センター内) TEL 042-477-4700

ぽかぽか春のつどい

障害のある子供が地域の子供やボランティアと一緒に、いろいろな遊びを通して交流、楽しく一日を過ごし、ふれあいを深める集い、催しです。

◆問い合わせ先 春休みごろに開催予定です。詳しくは2月の広報をご覧ください。

●市内の障害者訓練・相談施設

市立さいわい福祉センター

市内に居住する知的・身体に障害のある人が地域生活でその人らしく豊かな生活が送れることを目的として、自立に向けての訓練、入浴やショートステイなどの介護事業、各種相談を行なっています。また、講座、講習会、施設貸出など地域のコミュニティの場としての事業も行なっています。

〈事業内容〉

◇自立支援事業

・就労移行支援事業（ピッコロ）

一般就労等を希望する方に、作業訓練や職場実習等を実施します。就労に必要な基礎的な体力・作業能力や協調性・社会的マナーの習得を目指しながら、希望や適性にあった就職や職場定着に向けて支援を行います。利用期間は障害者総合支援法にもとづき原則2年です。

・生活介護事業（ココナッツ）

医療的ケアの必要な重度の心身障害の方が、健康で楽しい生活が過ごせるよう、通所により日中活動を支援します。また、身体機能の維持、回復や社会参加を促進するための活動を取り入れています。

・地域活動支援センター事業（ハーブ）

作業訓練等を行いながら、各自のもっている力の維持、向上を目指します。また日常生活の訓練や社会参加の機会を通じて地域生活に必要な力を身につけて、自立心を養うために支援していきます。利用期間は3年です。

・機能回復訓練事業

15歳以上65歳未満の身体障害のある人に、機能維持と改善を図るための訓練と指導を行います。

◇介護支援事業

・日中一時支援事業およびショートステイ事業（コスモ）

知的および心身に障害のある人の家族等が次のような理由があるときに利用できます。①家族・介護者の入院や通院 ②事故被災の場合 ③近親者の冠婚葬祭 ④兄弟等の学校行事 ⑤レスパイト（介護者の休養） ⑥その他必要と認められる場合

日中一時支援は日中部分の利用のみ、ショートステイは宿泊がともなう利用となります。

・入浴サービス事業（ドルフィン）

65歳未満の身体障害者手帳1、2級の人で家庭での入浴が困難な人が利用できます。

◇居宅生活支援事業

・居宅介護事業

身体、知的障害をもつ人のニーズに応じてヘルパーの派遣を行います。

・移動支援事業

身体（視覚）、知的障害をもつ人の移動をヘルパーが支援します。

・同行援護事業

視覚障害をもつ人の移動をヘルパーが支援します。

◇障害者地域自立生活支援センター事業

障害のある人や家族に対して、総合的な相談支援を行います。

- 社会資源を活用するための支援 ●社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング ●専門機関の紹介 など

◇育成事業

- ・講座・講習会事業
リズム体操、点訳、ことばの教室等
- ・グループ活動育成事業
音楽、織物、絵画等
- ・施設貸出し事業（利用時間 午前9：00～午後10：00）
市内在住、在勤の人に有料もしくは無料で部屋の貸出をします。
多目的ホール・音楽室・会議室

◆問い合わせ先 さいわい福祉センター TEL 042-477-2711 FAX 042-477-2750
〒203-0052 東久留米市幸町3-9-28

※事業によっては、利用料が必要となります。詳しくは、センターへお問い合わせください。

東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園

出生から乳幼児期、18歳までの児童のさまざまな発達の遅れや障害についての支援をおこないます。東久留米市内に居住する乳幼児を対象とした早期療育支援、障害や発達の遅れをはじめとした子育ての不安や悩みを一般相談、様々な障害児サービスの計画を作成する計画相談を行っています。また他機関に在籍するお子さんにも巡回相談、保育所等訪問支援等のサービスを実施しています。基幹のセンターとして地域のすべての子どもたちを人としての豊かな発達を促すサービスにつなげ、また必要な療育、訓練をおこない、すこやかな発達を援助することを目的として各種事業をおこないます。

＜事業内容＞

◇通園グループ療育（児童発達支援事業）

週5日登園、単独登園、集団療育を3つの柱を基本としながら、療育をおこなっています。障害種別は問わず定員は32名です。給食、バスでの送迎もあります。基礎グループとして3つのグループでの集団療育をおこなっており、運動機能訓練、言語訓練、摂食指導等個別にも対応した指導訓練をおこないます。

◆問い合わせ先 ・東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園
〒203-0023 東京都東久留米市南沢4-7-18
Tel. 042-467-3275 fax. 042-467-3276

◇発達相談室（基本相談支援事業、障害児相談支援事業、親子療育事業、巡回相談事業）

- ・基本相談支援事業
ことばがなかなか出ない、友達とうまく遊べない、偏食が激しい、寝返りをしない、歩かない、

福祉サービスを知りたい、使いたいなど、お子さんのことで心配な保護者からの相談を受けています。相談内容に応じて、一人ひとりに合わせた指導や訓練などの支援を提供します。

・障害児相談支援事業（計画相談）

児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所などの利用等の相談を行い、サービス等利用計画の作成をします。

・親子療育事業ひよこグループ

一人ひとりのお子さんの状況に応じた活動を通して集団への参加を促し、発達に必要な支援を行います。対象は、幼稚園や保育園就園前の乳幼児。週2日までの利用が可能です。

・きりんグループ

幼稚園等に通っているお子さんを対象に、小集団の活動の練習をします。

・巡回相談

保護者や園からの依頼に応じて、お子さんの幼稚園や保育園での様子を観察し、対応について話し合います。

◇保育所等訪問支援事業

保育園をはじめ幼稚園、学校、他事業所などで特別な支援が必要な児童のための訪問指導を行います。

◆問い合わせ先

・東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園

・わかくさ学園発達相談室（同センター内）

Tel. 042-467-5077

・わかくさ学園 分室（東久留米市滝山西部地域センター2階）

〒203-0033 東京都東久留米市滝山 4-1-10 2F

Tel. 042-420-9017 fax. 042-420-9018

* 基本は、わかくさ学園発達相談室（同センター内）042-467-5077 に連絡をお願いします。

精神障害者地域生活支援センターめるくまーる

精神的な病を持っていても、地域で生活する一人として尊重することをモットーに障害や病気を考慮しながら、いろいろな人との関わりを通じて、本来その人が持っている力を伸ばしていくことを目標に活動しています。

〈事業内容〉

心の病を持っている人のさまざまな相談に応じ、レクリエーション、食事会等を通じて社会参加の機会、オープンスペースを利用した交流の場を提供しています。プログラムは、メンバーとの話し合いで決めています。

センターの利用に際しては、登録手続きが必要です。

◆問い合わせ先

・精神障害者地域生活支援センターめるくまーる TEL 042-476-1335

〒203-0052 東久留米市幸町3-6-2 アトモスビル1階

●障害者総合支援法

障害者総合支援法のサービス体系

○障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病（政令に定める対象疾患は65～69ページ参照）を患っている方）にかかわらず、この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めています。

障害者総合支援法による、総合的な総合支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付

◇介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・共同生活援助（介助あり）

◇訓練等給付

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（介助なし）

◇自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

◇補装具

児童福祉法

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

障害者・児

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援（手話通訳者等派遣）
- ・日常生活用具費の支給
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援事業

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付のサービス内容

介護給付	
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で入浴、排泄、食事の介護等行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、総合的な介護を行います。
行動援護	知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する外出時の準備、移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対する外出時における、視覚的情報、移動、外出時に必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (介助あり)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した方で、就労に伴う環境変化により生活面等の課題が生じている方に対し、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
共同生活援助 (介助なし)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方でひとり暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

地域相談支援給付	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人で、住居の確保その他の地域における生活に移行するために必要な相談等の援助を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の援助を行います。

地域生活支援事業

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	障害のある方の見守りが必要になった時に一時的にお預かりして、日中活動を支援します。
訪問入浴事業	在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、自宅に専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。
コミュニケーション支援	聴覚障害及び言語機能障害の方に手話通訳者・要約筆記者を派遣し、社会生活を円滑にします。
日常生活用具の支給	日常生活を容易にすることを目的に支給されます。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。

児童福祉法

児童発達支援	児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

自立支援給付の支給決定までの流れについて

自立支援給付のサービス（介護給付・訓練等給付）利用については、①申請②サービス利用計画の策定③区分認定（一部）④支給決定⑤受給者証発行⑥事業所の契約が必要となります。下記参照

§ 障害福祉サービス

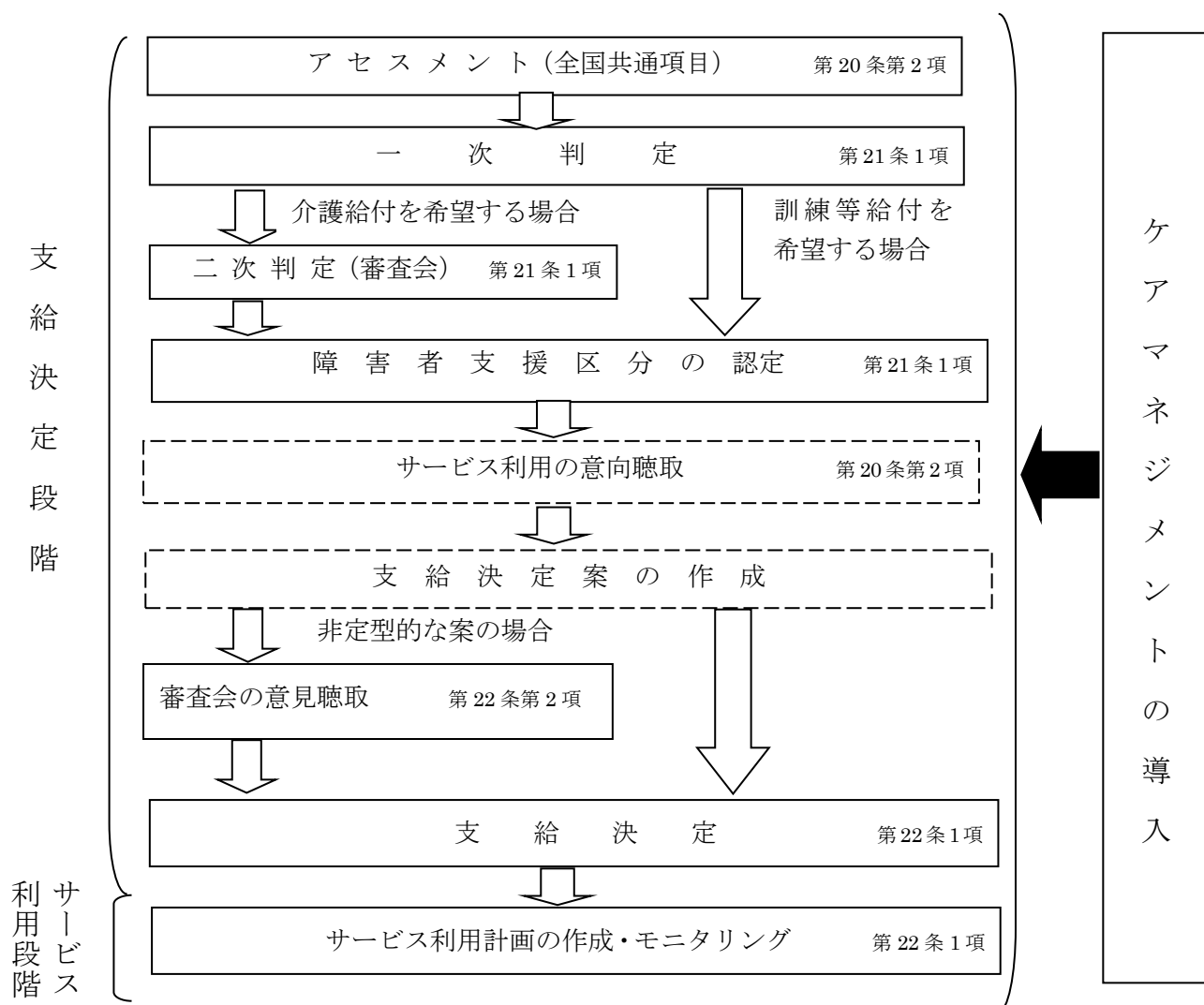
※ 18歳以上の方が利用する介護給付・訓練給付等のサービス

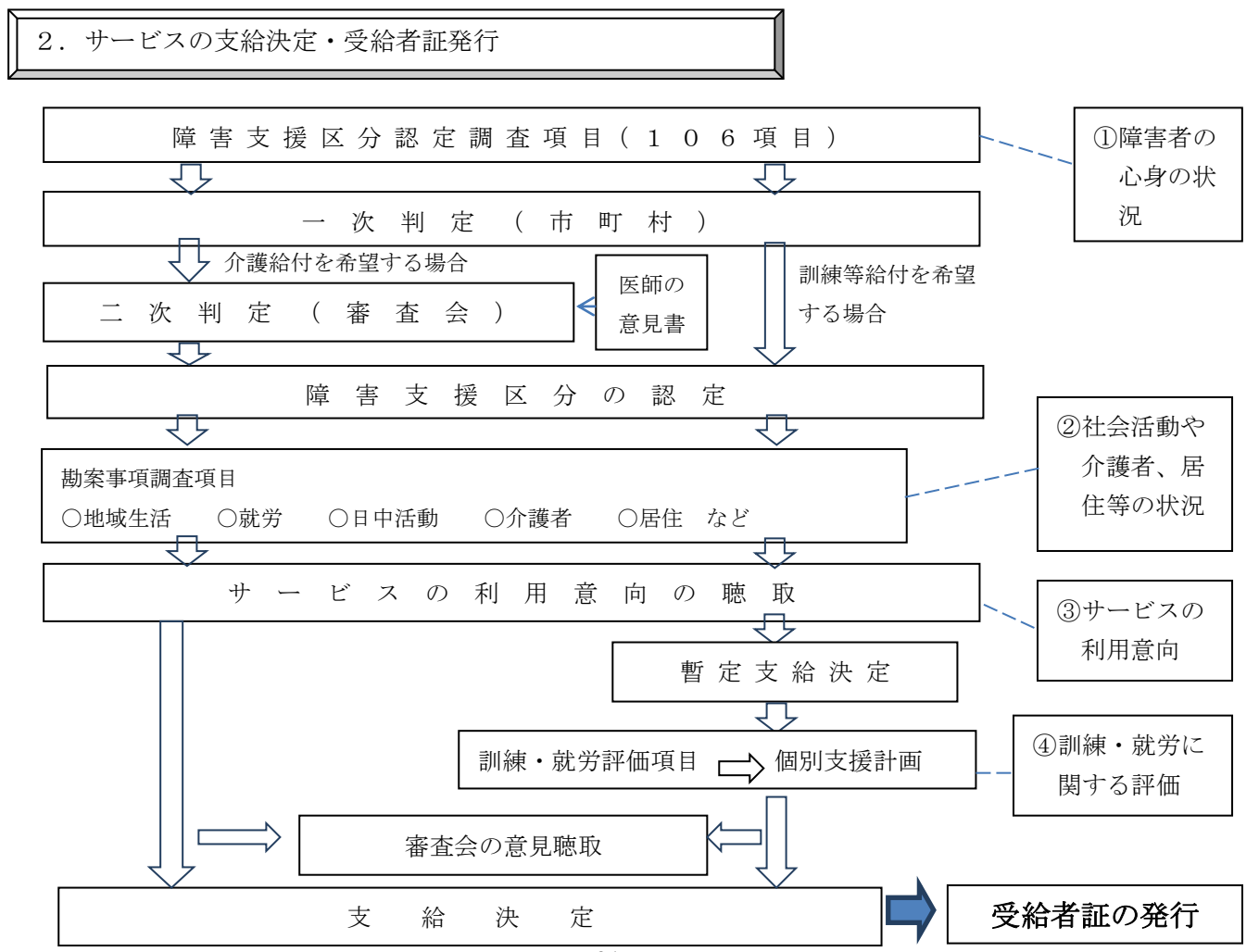
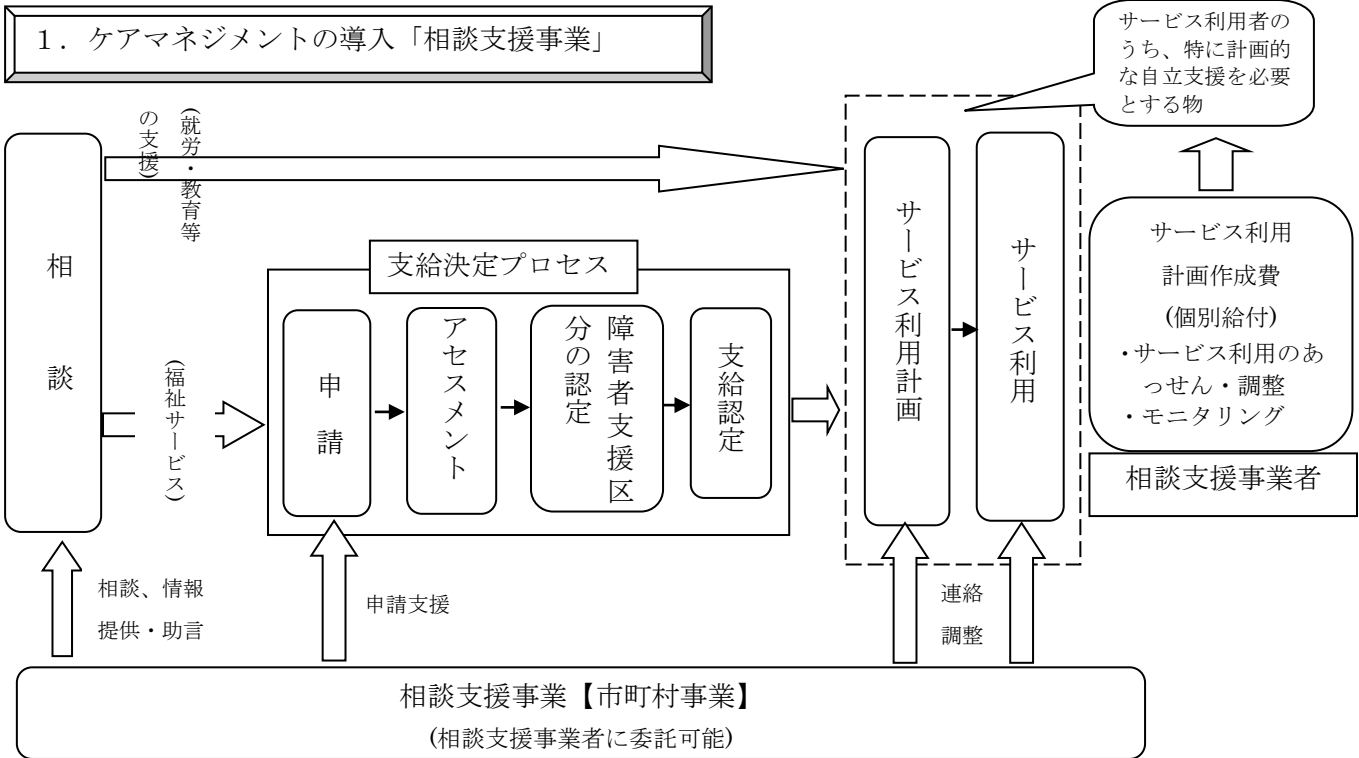
§ 児童福祉サービス

※ 児童福祉法に基づく18歳未満の方を対象にしたサービス

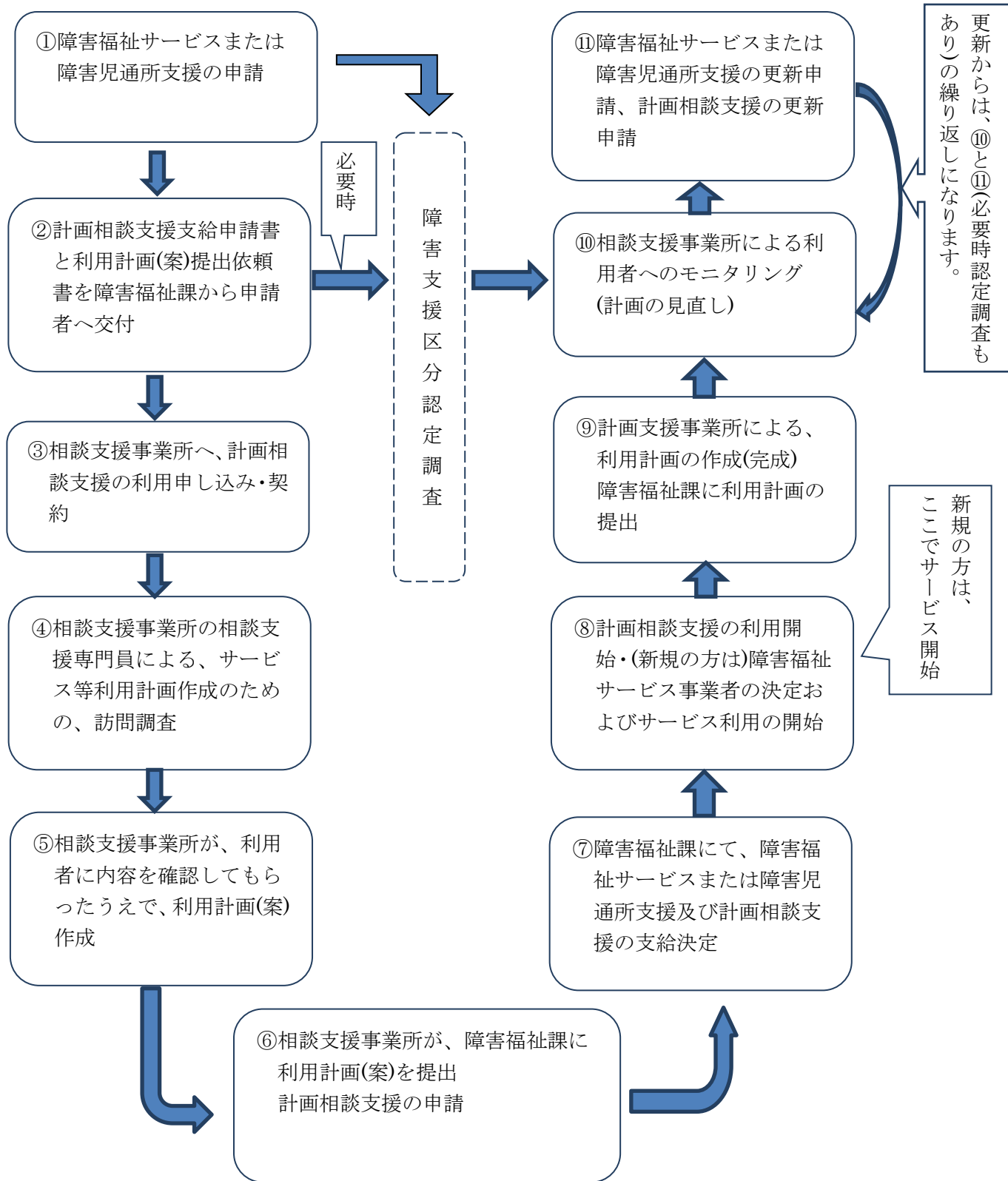
※ 各種サービス利用の申請の際に、障害の種類や程度を把握するために、食事、排泄、入浴等日常の動作に関する聞き取り調査を行います。

支給決定・サービス利用のプロセス（全体像）





計画相談支援の支給申請からサービス利用までの流れ



※計画相談支援の利用計画(案)作成にかかる利用者負担はありません。

障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６９疾病）

※新たに対象となる疾病（３疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

△表記が変更された疾病（５疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	37	エプスタイン症候群
2	アイザックス症候群	38	エプスタイン病
3	I g A腎症	39	エマヌエル症候群
4	I g G 4 関連疾患	40	MECP 2 重複症候群 ※
5	亜急性硬化性全脳炎	41	遠位型ミオパチー
6	アジソン病	42	円錐角膜 ○
7	アッシャー症候群	43	黄色靱帯骨化症
8	アトピー性脊髄炎	44	黄斑ジストロフィー
9	アペール症候群	45	大田原症候群
10	アミロイドーシス	46	オクシピタル・ホーン症候群
11	アラジール症候群	47	オスラー病
12	アルポート症候群	48	カーニー複合
13	アレキサンダー病	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
14	アンジェルマン症候群	50	潰瘍性大腸炎
15	アントレー・ビクスラー症候群	51	下垂体前葉機能低下症
16	イソ吉草酸血症	52	家族性地中海熱
17	一次性ネフローゼ症候群	53	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	54	家族性良性慢性天疱瘡
19	1 p 36 欠失症候群	55	カナバン病
20	遺伝性自己炎症疾患	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
21	遺伝性ジストニア	57	歌舞伎症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
23	遺伝性膵炎	59	カルニチン回路異常症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	60	加齢黄斑変性 ○
25	ウィーバー症候群	61	肝型糖原病
26	ウィリアムズ症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
27	ウィルソン病	63	環状 20 番染色体症候群
28	ウエスト症候群	64	関節リウマチ
29	ウェルナー症候群	65	完全大血管転位症
30	ウォルフラム症候群	66	眼皮膚白皮症
31	ウルリッヒ病	67	偽性副甲状腺機能低下症
32	HTRA 1 関連脳小血管病 △	68	ギャロウェイ・モワト症候群
33	HTLV-1 関連脊髄症	69	急性壊死性脳症 ○
34	ATR-X 症候群	70	急性網膜壊死 ○
35	ADH 分泌異常症	71	球脊髄性筋萎縮症
36	エーラス・ダンロス症候群	72	急速進行性糸球体腎炎

73	強直性脊椎炎	112	拘束型心筋症
74	巨細胞性動脈炎	113	高チロシン血症 1 型
75	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	114	高チロシン血症 2 型
76	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	115	高チロシン血症 3 型
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	116	後天性赤芽球癆
78	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	117	広範脊柱管狭窄症
79	筋萎縮性側索硬化症	118	膠様滴状角膜ジストロフィー
80	筋型糖原病	119	抗リン脂質抗体症候群
81	筋ジストロフィー	120	コケイン症候群
82	クッシング病	121	コステロ症候群
83	クリオピリン関連周期熱症候群	122	骨形成不全症
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	123	骨髄異形成症候群 ○
85	クルーゾン症候群	124	骨髄線維症 ○
86	グルコーストランスポーター 1 欠損症	125	ゴナドトロピン分泌亢進症
87	グルタル酸血症 1 型	126	5p 欠失症候群
88	グルタル酸血症 2 型	127	コフィン・シリス症候群
89	クロウ・深瀬症候群	128	コフィン・ローリー症候群
90	クローン病	129	混合性結合組織病
91	クロンカイト・カナダ症候群	130	鰓耳腎症候群
92	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症	131	再生不良性貧血
93	結節性硬化症	132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○
94	結節性多発動脈炎	133	再発性多発軟骨炎
95	血栓性血小板減少性紫斑病	134	左心低形成症候群
96	限局性皮質異形成	135	サルコイドーシス
97	原発性局所多汗症 ○	136	三尖弁閉鎖症
98	原発性硬化性胆管炎	137	三頭酵素欠損症
99	原発性高脂血症	138	CFC 症候群
100	原発性側索硬化症	139	シェーグレン症候群
101	原発性胆汁性胆管炎	140	色素性乾皮症
102	原発性免疫不全症候群	141	自己貪食空胞性ミオパチー
103	顕微鏡的大腸炎 ○	142	自己免疫性肝炎
104	顕微鏡的多発血管炎	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
105	高 Ig D 症候群	144	自己免疫性溶血性貧血
106	好酸球性消化管疾患	145	四肢形成不全 ○
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	146	シトステロール血症
108	好酸球性副鼻腔炎	147	シトリン欠損症
109	抗糸球体基底膜腎炎	148	紫斑病性腎炎
110	後縦靱帯骨化症	149	脂肪萎縮症
111	甲状腺ホルモン不応症	150	若年性特発性関節炎

151	若年性肺気腫	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
152	シャルコー・マリー・トゥース病	190	先天性魚鱗癬
153	重症筋無力症	191	先天性筋無力症候群
154	修正大血管転位症	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
155	ジュベール症候群関連疾患	193	先天性三尖弁狭窄症
156	シュワルツ・ヤンペル症候群	194	先天性腎性尿崩症
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	195	先天性赤血球形成異常性貧血
158	神経細胞移動異常症	196	先天性僧帽弁狭窄症
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	197	先天性大脳白質形成不全症
160	神経線維腫症	198	先天性肺静脈狭窄症
161	神経有棘赤血球症	199	先天性風疹症候群 ○
162	進行性核上性麻痺	200	先天性副腎低形成症
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	201	先天性副腎皮質酵素欠損症
164	進行性骨化性線維異形成症	202	先天性ミオパチー
165	進行性多巣性白質脳症	203	先天性無痛無汗症
166	進行性白質脳症	204	先天性葉酸吸収不全
167	進行性ミオクロヌスてんかん	205	前頭側頭葉変性症
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー ※（kartagener）症候群を含む。）
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	207	早期ミオクロニー脳症
170	スタージ・ウェーバー症候群	208	総動脈幹遺残症
171	スティーヴンス・ジョンソン症候群	209	総排泄腔遺残
172	スミス・マギニス症候群	210	総排泄腔外反症
173	スモン ○	211	ソトス症候群
174	脆弱 X 症候群	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
175	脆弱 X 症候群関連疾患	213	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
176	成人発症スチル病 △	214	大脳皮質基底核変性症
177	成長ホルモン分泌亢進症	215	大理石骨病
178	脊髄空洞症	216	ダウン症候群 ○
179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217	高安動脈炎
180	脊髄髄膜瘤	218	多系統萎縮症
181	脊髄性筋萎縮症	219	タナトフォリック骨異形成症
182	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	220	多発血管炎性肉芽腫症
183	前眼部形成異常	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎
184	全身性エリテマトーデス	222	多発性軟骨性外骨腫症 ○
185	全身性強皮症	223	多発性嚢胞腎
186	先天異常症候群	224	多脾症候群
187	先天性横隔膜ヘルニア	225	タンジール病
188	先天性核上性球麻痺	226	単心室症

227	弾性線維性仮性黄色腫	264	脳内鉄沈着神経変性症 (※) △
228	短腸症候群 ○	265	脳表ヘモジデリン沈着症
229	胆道閉鎖症	266	膿疱性乾癬
230	遅発性内リンパ水腫	267	嚢胞性線維症
231	チャージ症候群	268	パーキンソン病
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	269	バージャー病
233	中毒性表皮壊死症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
234	腸管神経節細胞減少症	271	肺動脈性肺高血圧症
235	TRPV 4 異常症 ※	272	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
236	TSH 分泌亢進症	273	肺胞低換気症候群
237	TNF 受容体関連周期性症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
238	低ホスファターゼ症	275	バッド・キアリ症候群
239	天疱瘡	276	ハンチントン病
240	特発性拡張型心筋症	277	汎発性特発性骨増殖症 ○
241	特発性間質性肺炎	278	P C D H 19 関連症候群
242	特発性基底核石灰化症	279	非ケトosis型高グリシン血症
243	特発性血小板減少性紫斑病	280	肥厚性皮膚骨膜症
244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
245	特発性後天性全身性無汗症	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
246	特発性大腿骨頭壊死症	283	肥大型心筋症
247	特発性多中心性キャスルマン病	284	左肺動脈右肺動脈起始症
248	特発性門脈圧亢進症	285	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
249	特発性両側性感音難聴	286	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
250	突発性難聴 ○	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
251	ドラベ症候群	288	非典型溶血性尿毒症症候群
252	中條・西村症候群	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
253	那須・ハコラ病	290	皮膚筋炎/多発性筋炎
254	軟骨無形成症	291	びまん性汎細気管支炎 ○
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	292	肥満低換気症候群 ○
256	22q11.2 欠失症候群	293	表皮水疱症
257	乳幼児肝巨大血管腫	294	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)
258	尿素サイクル異常症	295	VATER 症候群
259	ヌーナン症候群	296	ファイファー症候群
260	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B 関連腎症	297	ファロー四徴症
261	ネフロン癆	298	ファンconi貧血
262	脳クレアチン欠乏症候群	299	封入体筋炎
263	脳腱黄色腫症	300	フェニルケトン尿症

301	フォンタン術後症候群	○	339	メープルシロップ尿症	
302	複合カルボキシラーゼ欠損症		340	メチルグルタコン酸尿症	
303	副甲状腺機能低下症		341	メチルマロン酸血症	
304	副腎白質ジストロフィー		342	メビウス症候群	
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症		343	メンケス病	
306	ブラウ症候群		344	網膜色素変性症	
307	プラダー・ウィリ症候群		345	もやもや病	
308	プリオン病		346	モワット・ウイルソン症候群	
309	プロピオン酸血症		347	薬剤性過敏症症候群	○
310	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)		348	ヤング・シンプソン症候群	
311	閉塞性細気管支炎		349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
312	β-ケトチオラーゼ欠損症		350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
313	ベーチェット病		351	4 p 欠失症候群	
314	ベスレムミオパチー		352	ライソゾーム病	
315	ヘパリン起因性血小板減少症	○	353	ラスマッセン脳炎	
316	ヘモクロマトーシス	○	354	ランゲルハンス細胞組織球症	○
317	ペリー病	△	355	ランドウ・クレフナー症候群	
318	ペルーシド角膜辺縁変性症	○	356	リジン尿性蛋白不耐症	
319	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)		357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
320	片側巨脳症		358	両大血管右室起始症	
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		359	リンパ管腫症/ゴーハム病	
322	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		360	リンパ脈管筋腫症	
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		361	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)	
324	ホモシスチン尿症		362	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
325	ポルフィリン症		363	レーベル遺伝性視神経症	
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	△	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 /多巣性運動ニューロパチー		366	レット症候群	
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		367	レノックス・ガストー症候群	
330	慢性再発性多発性骨髄炎		368	ロスムンド・トムソン症候群	
331	慢性膵炎	○	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
332	慢性特発性偽性腸閉塞症				
333	ミオクロニー欠神てんかん				
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん				
335	ミトコンドリア病				
336	無虹彩症				
337	無脾症候群				
338	無βリポタンパク血症				

障害者総合支援法 利用者負担額

【障害者総合支援法の利用者負担上限額】

障害者総合支援法では、家計の負担能力を斟酌して政令で定める額（ただし１割を超えない額）がかかりますが低所得者は無料です。

※補装具費支給については補装具の支給・修理（自立支援給付）（P 26）をご覧ください。

	生活保護世帯	低所得世帯	一般世帯
上限月額	０円	０円	３７，２００円

- ・低所得世帯・・・市民税非課税世帯
- ・一般世帯・・・市民税課税世帯

* 所得を判断する世帯の範囲

種 別	世 帯 の 範 囲
１８歳以上の障害者 （施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する１８、１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

	一般世帯
上限月額	９，３００円 障害児の場合 ４，６００円

要件 住民票の世帯の市民税が非課税または所得割額の合計が１６万円未満（障害児の場合は２８万円未満）であること

【施設に入所している方の場合（２０歳以上）】

利用者負担は、家計の負担能力を斟酌して政令で定める額（ただし１割を超えない額）ですが、低所得世帯の費用負担はありません。また、食事・光熱水費の実費負担は、入所者の収入に応じて、５万８千円まで特定障害者特別給付費（補足給付）として、市が補助します。

【グループホームに入居している方の場合】

原則は、１割の利用者負担ですが、低所得世帯の費用負担はありません。



6 5歳以降の障害福祉サービスの利用について

65歳を超えた障害者、及び介護保険の特定疾病に該当した40歳以上の障害者は、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方の対象者となります。その際、必要とするサービスが介護保険サービスの中にある場合は、介護保険サービスを優先して利用することが原則となります。但し、介護保険サービスにない障害福祉サービス固有のものは、基本的にそのまま利用を続けることができます。

1 ホームヘルプサービスの場合 …… 一部で併給が可能です

身体介護や家事援助については、介護保険の「訪問介護」サービスを優先して利用します。但し、次のような場合は、介護保険サービスを支給限度額まで利用した上で、障害福祉サービスから「重度訪問介護」のサービスを併せて利用することができます。そのために、まずは要介護認定の申請等を行っていただき、介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握した上で重度訪問介護サービス併給の必要性を総合的に判断します。具体的な運用例を以下に示します。

- ① 重い難病などで寝たきりとなり「要介護5」と認定された方で、通所サービスや短期入所を利用できない全身性の障害があり、家庭介護力が低く、介護保険給付の支給限度額の制約からサービスが不足する場合
- ② 障害福祉サービスの「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」を利用していた障害者が、新たに介護保険サービスの対象となる場合で、介護保険給付の支給限度額の制約から従来の支給量（時間）が介護保険だけでは確保できない場合

2 行動援護及び同行援護 …… 基本的に継続利用が可能です

行動援護は重度の知的障害者と精神障害者が、同行援護は重度の視覚障害者が利用する、障害福祉サービスに固有なサービスなので、新たに介護保険の対象となっても従来と変わりなく利用できます。ただし、同行援護については通院同行に限り、介護保険の訪問介護を優先して利用します。

3 通所して利用するサービス …… どちらか選択することが可能です

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B）については、そのまま利用を続けることも出来ますが、介護保険の通所介護等に移行することも可能です。

生活介護と自立訓練（機能訓練）は、サービス利用の目的が介護保険の通所介護や通所リハビリのサービスでも達成できる場合には、移行を検討していただきます。

4 短期入所サービス …… 可能な限り介護保険を利用します

原則として、介護保険の短期入所サービスを優先して利用します。ただし、障害特性等により介護保険の短期入所施設での受け入れが直ちには困難な場合は、経過的に障害福祉サービスの短期入所を受け続けられます。

5 居住場所を提供するサービス …… 基本的に継続利用が可能です

施設入所支援、共同生活援助を受けてきた方は、高齢化によって当該施設での介護が困難となり高齢者施設への移行が必要とされ、介護保険施設での受け入れが可能な場合を除き、継続利用が可能です。

地域生活支援事業

* 移動支援事業 *

〈対 象〉次のいずれかの障害に該当する人（小学生以上）

- ①視覚障害児・者で身体障害者手帳を持っている人 ②愛の手帳を持っている人
 ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ④身体障害者手帳を持っている人で、
 両上肢及び両下肢または体幹に１級の障害があり、車いすでの単独移動が困難な人 ⑤
 １８歳未満の児童で知的障害、精神障害があると診断された人（診断書の提出が必要と
 なります）

〈内 容〉障害を持っている人の社会活動の参加、余暇活動、通院（定期通院を除く）等での移
 動を支援します。通院は、原則、中学生以上で病院等の送迎と病院内の移動支援です。
 なお、事情がある場合には、事前にご相談ください。利用時間、範囲等は、下表のとおり
 です。

年齢区分	小学生	中学生	高校生	高校卒業以上
視覚障害	１０時間	２０時間		
知的障害				
精神障害				
身体障害				
利用範囲	原則、日帰りの範囲			

※小学生、中学生及び高校生（特別支援学校を含む）は、７月から９月までの３ヶ月間に、上記の
 表の利用時間数とは別に、夏季利用時間として１０時間利用を拡大します。

（小学生は 30 時間＋10 時間＝40 時間（3 ヶ月）、中高生は 60 時間＋10 時間＝70 時間（3 ヶ月））

次の①～④の３ヶ月を１期間として、その中で利用してください。期間を超えての利用時間
 の繰越はできません。なお、超えた場合は、全額自己負担となります。

①４～６月 ②７～９月 ③１０～１２月 ④１～３月

〈利用者負担〉

	身体介護を伴わない利用者	身体介護を伴う利用者
生活保護世帯	無料	無料
住民税非課税世帯	無料	無料
課税世帯	１割（３０分９０円）	１割（３０分１６０円）

〈利用方法〉

障害福祉課に移動支援事業の申請を行います。支給決定通知書が送られてきましたら、
 その通知を持って、東久留米市に登録している移動支援事業者と契約をして利用するこ
 ととなります。

*** 日中一時支援事業 ***

〈対 象〉在宅で、次のいずれかの障害に該当する人

- ①身体障害者手帳を持っている人
- ②愛の手帳を持っている人
- ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ④ 18歳未満の児童で知的障害、精神障害があると認定された人(診断書の提出が必要となります)

※医療ケアが必要な方については、利用いただけない場合があります。

〈内 容〉障害児・者を日常的に介護している家族が、疾病、冠婚葬祭、レスパイト（一時的な休息）、就労等の理由で見守り等の支援が必要になった障害児・者を一時的に預かり、活動の場を提供し、日中活動の支援を行います。

月に7日間を上限とし、午前7時から午後10時までの間とします。（レスパイトの利用については、8時間まで）1回の利用が、4時間未満の場合は半日とします。

※さいわい福祉センターのみ宿泊（17時～翌9時）が可能です

次の事業所にて利用することができます。

事業所名	住 所	電 話
夢来夢来	中央町4-11-5	475-6965
優友	中央町5-2-11	420-1850
このみ	幸町3-8-23	473-9667
かるがも花々会	八幡町2-13-29	477-6492
オリーブ	前沢1-4-25	420-4717
市立さいわい福祉センター	幸町3-9-28	477-2711

〈利用者負担〉

一回の利用につき基本負担額が生じます。世帯の課税区分により下表のとおり軽減されます。

	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
課税世帯	200円	400円	600円
非課税世帯	100円	200円	300円
生活保護世帯	0円	0円	0円

〈利用方法〉

障害福祉課に日中一時支援事業の登録申請を行います。登録決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って、上記の事業者と契約をして利用することとなります。

*** 精神障害者ショートステイ事業 ***

〈対 象〉 次の①及び②に該当する人

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方またはそれと同程度の精神疾患のある方
（定期的に精神科を受診していることが必要です。）
- ② 東久留米市に居住する 18 歳以上 65 歳未満の人

〈内 容〉 精神障害の方が、日常的に見守りしているご家族が不在になる時や一人で過ごすのに不安な時などに専用居室に宿泊していただき、在宅生活が継続できるように支援します。

〈利用日数〉 月に 7 泊まで

〈利用者負担〉 1 泊 800 円

本人及び配偶者が住民税非課税の方は半額、生活保護世帯の方は全額免除となります。利用施設に直接お支払いください。（4 月から 7 月のご利用は前年度課税、8 月から 3 月は当該年度課税で決定します。）なお、その他実費（食事等）を負担していただきます。

〈利用方法〉 障害福祉課に利用登録申請書を提出します（精神疾患の病名が確認できる主治医意見書（指定用紙あり）を添付する必要があります）登録決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って施設と契約をして利用します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

●市内の指定医師(身体障害者手帳の診断書・補装具の意見書)

★視覚障害

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
酒井眼科	酒井義生	眼科	本町 3-12-2 1階	472-7002
大野眼科	大野誠二	眼科	東本町 8-9	477-5678
東久留米つばい眼科	坪井隆政	眼科	中央町 5-9-38	420-4100

★聴覚障害

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
東京くるめ耳鼻 いんこう科	茶園英明	耳鼻咽喉科	新川町 1-3-35 3階	420-1187

★肢体不自由

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
滝山病院	坂巻周二	神経内科	滝山 4-1-18	473-3311
	田村英二	神経内科		
	真鍋公二	整形外科		
前田病院	前田睦浩	整形外科	中央町 5-13-34	473-2133
	前田浩行	整形外科リハビリテーション		
島田整形外科	島田克博	整形外科	前沢 5-24-23 1F	470-9511
あだち医院	足立圭司	脳神経外科	本町 3-11-15	420-5661
すずのね内科・神経内科	鈴木均	内科	前沢 4-7-11	474-1112
ひがしくるめ在宅クリ ニック	山崎暁	緩和ケア内科 老年内科	本町 2-3-1 ハイツ 東久留米 210	420-7761
黒目川診療所	山崎幹大	脳神経外科	滝山 5-27-16	420-9583

★呼吸器機能障害

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
滝山クリニック	陸川秀智	外科	滝山 4-12-15	470-0155
滝山病院	吉田直之	呼吸器科	滝山 4-1-18	473-3311
前田病院	前田浩行	整形外科リハビリテーション	中央町 5-13-34	473-2133
黒目川診療所	小出卓	内科	滝山 5-27-16	420-9583

★心臓機能障害

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
滝山クリニック・滝山病 院	陸川秀智	外科	滝山 4-12-15	470-0155

★腎臓機能障害

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
東久留米クリニック	古屋徹	泌尿器科	新川町 2-2-22	477-0071

★ぼうこうまたは直腸機能障害

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
鈴木クリニック	鈴木明	泌尿器科	南沢 5-18-50	460-8502

★平衡・音声・そしゃく機能障害

医療機関名	医師氏名	診療科	所在地	電話番号
前田病院	前田浩行	整形外科リハビリテーション	中央町５－１３－３４	４７３－２１３３
東京くるめ耳鼻 いんこう科	茶園英明 大木雄示	耳鼻咽喉科	新川町１－３－３５ ３階	４２０－１１８７

※市外の指定医については、お問い合わせください。

●市内の関係機関

名 称	所在地	電話番号
市立さいわい福祉センター	幸町３-９-２８	４７７-２７１１
東久留米市児童発達支援センターわかさ学園	南沢４-７-１８	４６７-３２７５
東久留米市児童発達支援センターわかさ学園 分室	滝山４-１-１０ 西部地域センタ ー２Ｆ	４２０-９０１７
東久留米市地域生活支援センターめくるまー	幸町３-６-２ アトモビル１階	４７６-１３３５
東久留米市社会福祉協議会	滝山４-３-１４	４７１-０２９４
認可保育園		
名 称	所在地	電話番号
はくさん保育園	下里３-２-２３	４７３-９６４３
はちまん保育園	八幡町２-１４-２２	４７３-７９３０
まえさわ保育園	前沢１-５-３０	４７３-７９１０
ちゅうおう保育園	中央町１-２-４	４７５-０５６１
ひばり保育園	ひばりヶ丘団地８-１０	４６３-６６５５
たきやま保育園	滝山６-１-２	４７３-３９２０
上の原さくら保育園	上の原１-２-４４	４７７-１３５９
久留米みのり保育園	大門町１-３-４	４７３-１０００
あそか保育園	下里４-１-２１	４７３-３９７１
滝山しおん保育園	滝山７-５-１２	４７３-４１３３
下里しおん保育園	下里７-８-２０	４７４-２９１０
くるみ保育園	柳窪２-１５-６	４７４-５３０７
Nicot 東久留米	東本町１-８Emio 東久留米１Ｆ	４７２-２５２１
わらべみなみ保育園	南町１-８-５１	４５１-７３７３
いちご保育園	本町１-５-１５	４７１-９１１５
かたばみ保育園	前沢１-４-３５	４７９-４０００
東久留米おひさま保育園	幸町１-２１-１４	４２０-９７８１
こでまり保育園	中央町２-３-５７	４２０-１１４７
トレジャーキッズひがしくるめ保 育園	新川町１-９-１４ サンライズ	４２０-５０８０
わらべ東久留米保育園	幸町１-１-２４	４７０-８７７８
まなびの森保育園ひばりヶ丘	学園町１-１４-２３	４３９-３４３０
◆問い合わせ先 子育て支援課 保育・幼稚園係 TEL 042-470-7745 FAX 042-470-7807		

学童保育所			
名 称	所在地	電話番号	
前沢第一学童保育所	中央町 6-8-1 (一小校庭内)	4 7 3-4 9 5 0	
前沢第二学童保育所		4 7 3-4 9 5 2	
新川第一学童保育所	新川町 1-1 4-6 (二小校庭内)	4 7 1-4 5 9 6	
新川第二学童保育所		4 7 2-6 3 5 6	
中央第一学童保育所	中央町 1-1 7-1 4 (三小北側隣接地)	4 7 6-2 1 3 3	
中央第二学童保育所		4 7 6-2 1 1 5	
南沢第一学童保育所	南沢 4-6-1 (五小校庭内)	4 6 5-5 1 9 4	
南沢第二学童保育所		4 6 5-5 1 9 8	
金山学童保育所	金山町 1-1 7-1 (六小校庭内)	4 7 3-8 4 3 1	
滝山第一学童保育所	滝山 7-2 6-3 0 (七小校庭内)	4 7 3-3 2 0 0	
滝山第二学童保育所		4 7 6-3 0 9 0	
くぬぎ第一学童保育所	滝山 3-2-3 0 (九小校庭内)	4 7 4-4 8 0 0	
くぬぎ第二学童保育所		4 7 4-4 8 0 5	
柳窪第一学童保育所	柳窪 5-9-4 3 (十小校庭内)	4 7 4-2 3 6 0	
柳窪第二学童保育所		4 7 4-2 3 6 7	
小山学童保育所	小山 5-5-4 (小山小校庭内)	4 7 3-8 8 7 0	
神宝学童保育所	神宝町 1-6-7 (神宝小内)	4 7 4-6 6 5 2	
南町学童保育所	南町 3-2-2 3 (南町小校庭内)	4 6 5-6 7 8 9	
本村学童保育所	野火止 3-4-5 (下里第二住宅内)	4 7 4-7 8 9 7	
◆問い合わせ先 児童青少年課 児童青少年係 TEL 042-470-7735 FAX 042-470-7807			
学校			
名 称	所在地	電話番号	支援対象
第三小学校 (すずかけ学級)	中央町 1-1 6-1	4 7 1-0 1 0 4	特別支援学級 (知的)
第七小学校 (しらゆり学級)	滝山 7-2 6-3 0	4 7 1-0 1 1 4	特別支援学級 (知的)
神宝小学校 (なのはな学級)	神宝町 1-6-7	4 7 4-4 1 0 8	特別支援学級 (情緒)
神宝小学校 (わかば学級)	神宝町 1-6-7	4 7 4-4 1 0 8	特別支援学級 (知的)
南町小学校 (たけのこ学級)	南町 3-2-2 3	4 6 1-2 6 6 2	特別支援学級 (情緒)
南町小学校 (ひまわり学級)	南町 3-2-2 3	4 6 1-2 6 6 2	特別支援学級 (知的)
第六小学校 (きこえの教室)	金山町 1-1 7-1	4 7 7-8 8 9 1	通級指導学級 (難聴)
第六小学校 (ことばの教室)	金山町 1-1 7-1	4 7 1-5 3 7 0	通級指導学級 (言葉)
久留米中学校 (こだま学級)	幸町 5-9-1 1	4 7 1-0 1 0 2	通級指導学級 (難聴)
東中学校	上の原 2-1-4 0	4 7 1-2 7 6 5	特別支援学級 (知的)
西中学校	滝山 2-3-2 3	4 7 1-4 4 0 0	特別支援学級 (知的)
中央中学校	中央町 5-7-6 5	4 7 3-8 8 8 1	特別支援学級
注) 小、中学校の情緒障害等通級指導学級制度は、特別支援教室制度に代わり、平成 29 年度から小学校全校に、平成 30 年度から中学校全校に特別支援教室が開設されました。			
◆問い合わせ先 指導室特別支援教育係 TEL 042-470-8032 FAX 042-470-7811			

通所施設・作業所			
名 称	所在地	電話番号	サービスの種類
ライフパートナーこぶし	氷川台 2-3 1-1 9	4 7 0-2 3 8 5	施設入所・生活介護
のぞみの家	下里 2-7-1 8	4 7 3-9 0 2 7	生活介護
活動センターかなえ	南沢 2-2 0-5 1	4 5 2-6 4 0 5	生活介護
なかまの家	中央町 2-1-4 7	4 7 2-7 1 3 0	生活介護
広域地域ケアセンターバオバブ	大門町 2-1 3-1 1	4 7 4-7 8 9 5	自立訓練・就労継続支援 B・就労移行支援
プラタナス	前沢 1-4-2 5	4 2 0-9 0 8 0	生活介護・自立訓練
えいぶる	大門町 2-1 3-1 1	4 7 1-4 8 8 3	就労継続支援 B
まあぶる	中央町 2-1-4 7	4 7 3-5 8 9 6	就労継続支援 B
すばる	前沢 5-5-8	4 7 6-1 0 8 1	生活介護・就労継続支援 B
パン工房モナモナ	神宝町 2-1 4-2 3	4 2 0-9 6 6 3	就労継続支援 B
しおん学園（忘れな草）	下里 7-8-1 0-1 0 1	4 7 4-2 9 1 0	就労継続支援 B
どんぐりの家	中央町 6-2-5 5	4 7 5-9 5 5 9	就労継続支援 B
第二どんぐりの家	八幡町 3-1-3 7	4 7 0-1 6 8 5	就労継続支援 B
就労支援事業所コイノニア	滝山 5-1-1 6	4 7 0-9 0 0 9	就労継続支援 A・B
くるめパソコン作業所	氷川台 1-2-1 2	4 7 1-4 9 9 5	就労継続支援 B 就労移行支援
ぶどうの郷	大門町 1-2-4	4 7 1-6 3 8 8	就労継続支援 B
ピープルファースト東久留米	滝山 4-1-4 0	4 7 6-5 4 6 5	就労継続支援 B
きぼう工房東くるめ	下里 2-1 6-2 1	4 2 0-1 7 6 4	就労継続支援 A・B
リカバリーカレッジ・ ポリフォニー	東本町 1 6-2 カーサブランカ久仁 107	4 3 0-2 1 9 9	自立訓練（生活訓練）
就労定着支援 つぐみ	東本町 1 2-9 貫井総業ビル 2 0 1	4 7 2-3 1 5 5	就労定着支援
a n y	本町 1-4-3 9 1 F	4 2 0-4 5 1 0	就労継続支援 B
アルゴ	八幡町 1-4-2 8	4 7 9-4 4 3 0	就労継続支援 B
WORKLE	前沢 4-9-6 小寺ビル 1 階	4 2 0-9 9 4 1	就労継続支援 B
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所			
名 称	所在地	電話番号	支援サービス
東久留米市児童発達支援センター わかくさ学園	南沢 4-7-1 8	4 6 7-3 2 7 5	児童発達支援 保育所等訪問支援
コペルプラス東久留米教室	東本町 1 4-2 1 セルリアンシティ 2 F	4 5 6-9 9 4 7 4 1 0-2 1 0 2	児童発達支援 放課後等デイサービス
あいる	新川町 1-9-2 6	4 7 9-4 1 1 6	放課後等デイサービス
ぐ〜す（旧かるがも）	八幡町 2-1 3-2 9	4 7 7-6 4 9 2 （法人本部）	児童発達支援 放課後等デイサービス
だっく（旧かるがも）	八幡町 2-1 2-1 7	4 7 2-2 9 4 6	放課後等デイサービス
このみ	幸町 3-8-2 3	4 7 3-9 6 6 7	放課後等デイサービス

てんとうむし	南町 4-9-2 1	4 2 0 - 1 8 5 0	放課後等デイサービス
シュプロス東久留米教室	八幡町 2-4-1 8 グランドール 1 階店舗	4 2 0 - 9 3 9 9	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス カーリッジ東久留米	下里 3-2 3-1 3 アズセナ 1 0 1 号室	4 1 0 - 2 2 7 5	放課後等デイサービス
こぼんはうすさくら 東久留米教室	南沢 5-1 8-4 9	4 6 0 - 8 1 5 5	児童発達支援 放課後等デイサービス
ハビリテート	本町 3-3-3 9 ヤマサビル 1 0 4	4 2 0 - 7 0 1 0	児童発達支援 放課後等デイサービス
ブロッサムジュニア ひばりヶ丘教室	ひばりが丘団地 8-1 3 ひばりが丘フィールズ 番街 1 階	4 5 2 - 5 3 7 5	児童発達支援 放課後等デイサービス
てらびあぽけっと 東久留米駅 前教室	東本町 3-2 N.S.FIVE 東久留米 2 階	4 2 0 - 5 5 6 5	児童発達支援
こぼんはうすさくら 東久留米 第 2 教室	前沢 3-8-1 2 東亜 グリーンハイツ 1 0 5	4 2 0 - 5 4 8 2	放課後等デイサービス
ぷーち東久留米	東本町 1 5-6 ブランシ ール第 2 東久留米 1 0 4	4 5 4 - 2 8 2 8	放課後等デイサービス

指定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

名 称	所在地	電話番号	支援内容
東久留米市児童発達支援センター わかくさ学園発達相談室	南沢 4-7-1 8	4 6 7 - 5 0 7 7	計画相談支援 障害児相談支援
市立さいわい福祉センター	幸町 3-9-2 8	4 7 7 - 2 7 1 1	計画相談支援
ライフパートナーこぶし	氷川台 2-3 1-1 9	4 7 0 - 2 3 8 5	計画相談支援
広域地域ケアセンターバオバブ	大門町 2-3-1 1	4 7 4 - 7 8 9 5	計画相談支援
コベルプラス東久留米教室	東本町 1 4 - 2 1 セルリアンシテ ィ 2 F	4 5 6 - 9 9 4 7	障害児相談支援
地域生活支援センター めるくまーる	幸町 3-6-2 アトモビル 1 階	4 7 6 - 1 3 3 5	計画相談支援 障害児相談支援
自立生活センターグッドライフ	東本町 1 4-7 西村ビル 1 階	4 7 7 - 8 3 8 4	計画相談支援 障害児相談支援
イリアンソス相談支援センター	幸町 3-8-2 3	4 7 7 - 2 8 3 3	計画相談支援 障害児相談支援
相談支援センター武蔵野の里	東本町 1 2-9 貫井総合ビル 201	4 7 2 - 3 1 5 5	計画相談支援
す ぎ の こ 相 談 室	大門町 2-1 3-1 1	4 7 1 - 4 8 8 3	計画相談支援
特定相談支援事業所コイノニア	滝山 5-1-1 6 メルヘン 3 階	4 7 0 - 9 0 0 9	計画相談支援
相談ステーションむくむく	南町 4-1 0-2 6	4 7 5 - 6 9 0 9	計画相談支援 障害児相談支援
相談支援センター くるみ	南町 4-9-2 1	4 2 0 - 1 8 5 0	計画相談支援 障害児相談支援
相談支援事業所すばる	前沢 5-5-8	4 7 6 - 1 0 8 1	計画相談支援
モナモナ相談支援センター	神宝町 2-1 4-2 3 岡野ビル 1 F	4 2 0 - 9 6 6 3	計画相談支援

リカバリーカレッジ・ ポリフォニー	東本町１６－２ カーサブランカ久仁１０７	４３０－２１９９	
相談支援センターぬくもり	中央町６－２－５－１０１	４７７－９８９１	計画相談支援
グループホーム			
名 称	問合わせ先（法人本部）	電話番号	
知的障害者生活寮「うみ」「そら」	社会福祉法人 イリアンソス	４７３－９０２７	
知的障害者生活寮「にじ」			
知的障害者生活寮「かぜ」			
東久留米第１氷川台寮	社会福祉法人 東京コロニー	０３－５９８８ －７６１０	
東久留米第２氷川台寮			
優朋	社会福祉法人 森の会	４２０－９０８８	
たちばな			
けやき			
かりん			
グッドライフ生活寮２	特定非営利活動法人 自立生活センター グッドライフ	４７７－８３８４	
グッドライフ生活寮３			
グッドライフ生活寮４			
ウィル生活寮	特定非営利活動法人 自立福祉会	４７７－０５５３	
ウィル第二生活寮			
ウィル第三生活寮			
みんなの家やすらぎ寮第１	特定非営利活動法人 成年後見サービス やすらぎ	４１０－２８２１ (080-4203-2073)	
みんなの家やすらぎ寮第２			
みんなの家やすらぎ寮第３			
花みずき・山ぼうし	社会福祉法人 リブリー	４２０－１０６６	
すぎのこハウス	社会福祉法人 すぎのこ	４５９－３７３７	
グループホームどんぐり中央荘	社会福祉法人 椎の木会	４２０－６４１３	
グループホームどんぐり第二中央 荘			
グループホームむさし野	特定非営利活動法人 武蔵野の里	４７２－２５４１	
コイノニアホーム	特定非営利活動法人 コイノニア	４７５－５８６０	
八幡町コイノニアホーム			
悠楽ホーム１※精神障害者の方も可	合同会社ヒロ企画	４２０－６０１７	
悠楽ホーム２※精神障害者の方も可			
悠楽ホーム前沢			
モナモナホーム第１	社会福祉法人チャレンジャー支援機構	４２０－６１０８	
ビーハウス東久留米１０１	ビーサイドユー株式会社	４２０－６０４４	
わんだフルホーム１号館	株式会社エイ・ゼット	４２０－６７６１	
わんだフルホーム２号館			
わんだフルホーム３号館			
わんだフルホーム５号館			
YL ひばりが丘事業所	一般社団法人 YourLifestyle 研究所	４４８－１２４６	
第七ひばり寮			

●関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 12F~15F	03-3235-2946
東京都心身障害者福祉センター多摩支所	国立市富士見台 2-1-1 (東京都多摩障害者スポーツセンター内)	042-573-3311
東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台 2-1-1	042-573-3811
小平児童相談所	小平市花小金井 1-31-24	042-467-3711
三鷹公共職業安定所	三鷹市下連雀 4-15-18	0422-47-8609
東京都多摩小平保健所	小平市花小金井 1-31-24	042-450-3111
東村山税務署	東村山市本町 1-20-22	042-394-6811
小平都税支所	小平市花小金井 1-6-20	042-464-0070
武蔵野年金事務所	武蔵野市吉祥寺北町 4-12-18	0422-56-1411
東京都発達障害者支援センター	世田谷区船橋 1-30-9	03-3426-2318
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢 2-1-3	042-376-1111

●市内の障害者団体

名 称	代表者	連絡先	備 考
東久留米市 手をつなぐ親の会	堀野 めぐみ	471-2861 (FAX 同)	知的障害児・者の親の会です。
東久留米市盲人会 (かたつむりの会)	大塚 郁代	090-2339- 2972	視覚に障害のある人の団体です。
東久留米市ろう者協会	藏屋 重善	452-7559 (FAX)	聴覚に障害のある人の団体です。
東久留米 パーキンソン病友の会	中山 英一	473-1457 (FAX 同) (事務局：能見)	パーキンソン病の患者、家族の会です。
精神障害者家族会 蒼空会	熊谷 スミエ	477-0131	精神障害者の方を支えるご家族の会です。
北多摩失語症友の会	古畑 裕	042-395-25 01 (事務局)	失語症の方を支えるご家族の会です。
聞こえに困っている人 とサポートの会	木本 練子	472-4024 FAX のみ	難聴の方、聞こえに困っている方とそれをサポートする方々の会です。
ダウン症児・者の親の会	森本 (東久留米担当)	090-2494-0 839	ダウン症児・者の親の会です。
大人の発達障害当事者 会@東久留米	鈴木 (東久留米担当)	070-1467-0 063	発達障害の当事者及びご家族のご相談に応じる団体です。
講 習 会 ・ サ ー ク ル			
名 称	代表者	連絡先	会 場
東久留米市手話講習会	東久留米市障害福祉課	470-7747	市役所他
さいわい福祉センター手話 講習会	さいわい福祉センター	477-2711	さいわい福祉センター

水曜手話サークル	澤井 淑子	４７５－０７３９（社協） （FAX４７６－４５４５）	西部地域センター他
東久留米市 手話サークル・フレンズ（昼）	両角 淑子	４７５－０７３９（社協） （FAX４７６－４５４５）	さいわい福祉センター 他
東久留米音訳ボランティア グループ「声」	小桝 真理子	０９０－２６２５－２８６６	市立中央図書館他
ざ・おんやく２０１１	山本 日出男	０９０－３３１９－６８８１	市立中央図書館等
東久留米市点字勉強会	永井 美枝子	０８０－１２９３－７５７１	さいわい福祉センター

東京都心身障害者福祉センター飯田橋庁舎

【住所】 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階から15階

【電話】 Tel 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968

【最寄駅】

- ・東京メトロ（有楽町線、南北線、東西線）・都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅
地下鉄構内から一番近い出口有楽町線及び南北線の神楽坂下方面改札付近の「B2b」
※「B2b」出口にはエレベーターは設置されていません。エスカレーター（上りのみ。車椅子には対応していません。）と階段（59段）があります。
- ・JR総武線 飯田橋駅 西口より徒歩3分、東口より徒歩4分

【バス】

- ・都バス 飯 62 系統 小滝橋車庫前～都営飯田橋駅前
都営飯田橋駅前行き 「飯田橋」停留所下車 徒歩5分
小滝橋車庫前行き 「飯田橋」停留所下車 徒歩5分
- ・都バス 飯 64 系統 小滝橋車庫前～九段下【循環】
九段下行き 「飯田橋駅前」停留所下車 徒歩5分
小滝橋車庫前行き 「飯田橋駅前」停留所下車 徒歩5分

【案内図】



東京都心身障害者福祉センター別館（麹町）

【住所】 〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目 7-4（秩父屋ビル 1 階）

【電話】 Tel 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968

【最寄駅】

- ・東京メトロ有楽町線 麹町駅 下車徒歩 3 分地下鉄構内麹町方面改札側の「1 番」出口
- ・東京メトロ半蔵門線半蔵門駅 下車徒歩 4 分地下鉄構内半蔵門方面改札側の「1 番」出口

【バス】

- ・都バス 都 03 系統 晴海埠頭～四谷駅
四谷駅行き 「麹町四丁目」停留所下車 徒歩 2～3 分程度
晴海埠頭行き 「麹町二丁目」停留所下車 徒歩 2～3 分程度
- ・都バス 橋 63 系統 小滝橋車庫前～新橋駅前
新橋駅前行き 「麹町四丁目」停留所下車 徒歩 2～3 分程度
小滝橋車庫前行き 「麹町四丁目」停留所下車 徒歩 2～3 分程度
- ・都バス 宿 75 系統 新宿駅西口～三宅坂
三宅坂行き 「麹町二丁目」停留所下車 徒歩 2～3 分程度
新宿駅西口行き 「麹町四丁目」停留所下車 徒歩 2～3 分程度

【案内図】



東京都心身障害者福祉センター多摩支所

【住所】〒186-0003 東京都国立市富士見台二丁目1番地の1
(東京都多摩障害者スポーツセンター内)

【電話】 TEL 042-573-3311 FAX 042-576-5295

【最寄駅】

JR 中央線 国立駅 南口より徒歩約 20 分

JR 南武線 谷保駅 北口より徒歩約 10 分

【バス】

立川バス・京王バス「国立高校前」下車

国立駅南口からバスを利用できます。

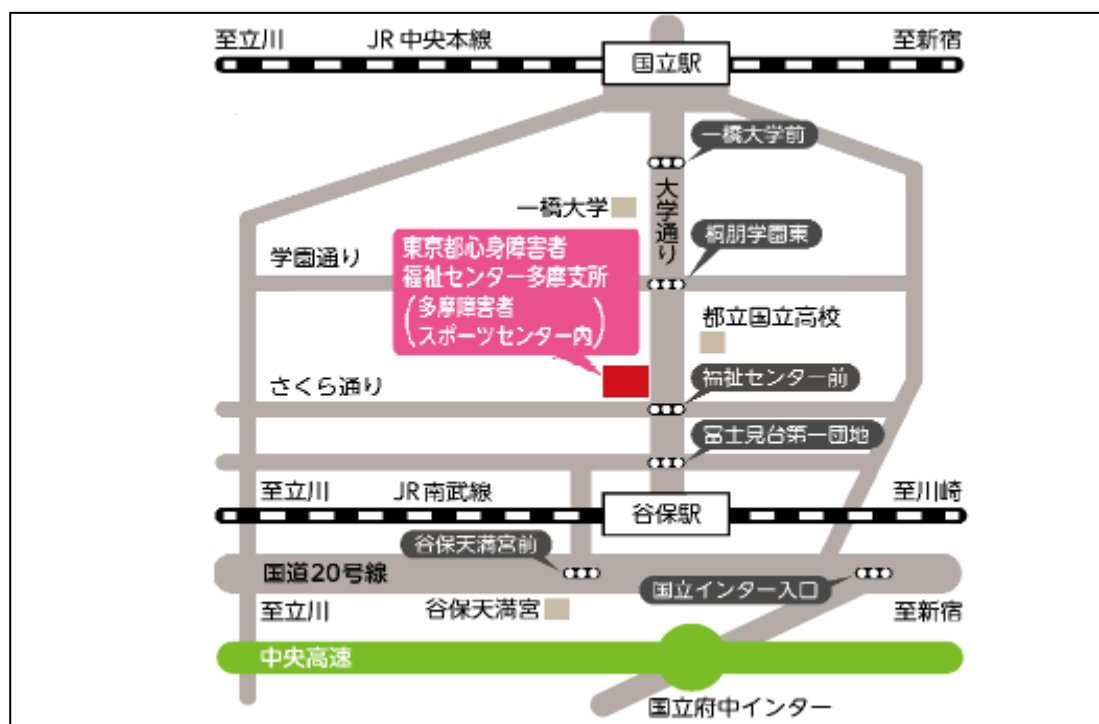
なお、東京都多摩障害者スポーツセンターの無料送迎バスもご利用できます。

ただし、スポーツセンター休館日は運休。

【タクシー利用の場合】

JR 国立駅南口 JR 谷保駅北口にそれぞれタクシー乗り場があります。

【案内図】



小平児童相談所

【住所】 〒187-0002 東京都小平市花小金井一丁目 31 番 24 （東京都多摩小平保健所庁舎 3 階）

【電話】 TEL 042-467-3711 FAX 042-467-5241

【最寄駅】 西武新宿線 花小金井駅 北口から徒歩 10 分

【バス】 西武バス 「小平合同庁舎前」下車徒歩 3 分

【案内図】



東京都医療的ケア児支援センター（多摩地域）

【住所】 〒183-8561 東京都府中市武蔵台二丁目 8－2 9（東京都立小児総合医療センター内）

【電話】 TEL 042-312-8164

【最寄駅】 JR 中央線・武蔵野線 西国分寺駅 徒歩 15 分

【バス】 京王バス

- ・西国分寺駅～総合医療センター（府中メディカルプラザ）行
- ・西国分寺駅～西府駅行
- ・国分寺駅～総合医療センター（府中メディカルプラザ）行
- ・国立駅～府中駅 行

「総合医療センター（府中メディカルプラザ）」降車

【案内図】



東久留米市社会福祉協議会

【住所】〒203-0033 東京都東久留米市滝山4丁目3番14号 わくわく健康プラザ2階

【電話】TEL 042-471-0294 FAX 042-476-4545

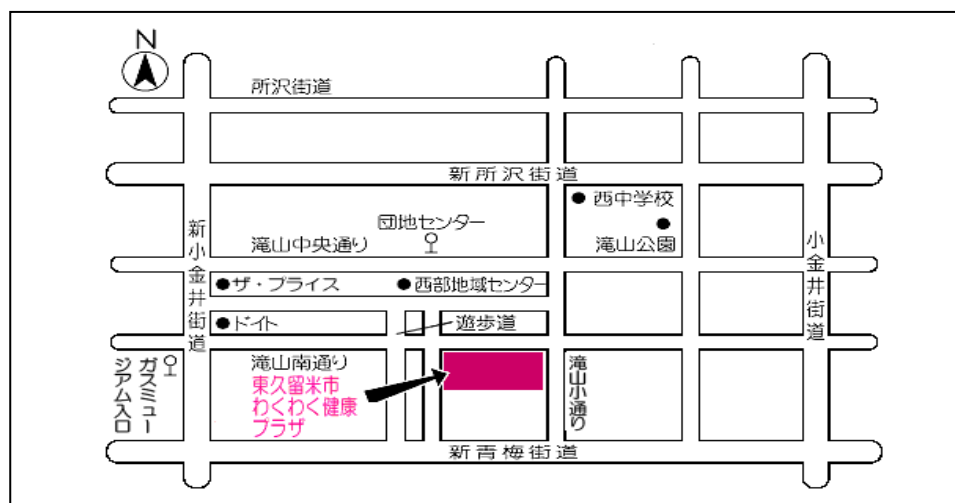
【交通手段】

西武バス

①東久留米駅西口から（武21）「武蔵小金井駅（久留米西団地、錦城高校経由）」行き
または（久留52）「滝山営業所」行き、「団地センター」バス停下車徒歩7分

②清瀬駅南口から（清03）「花小金井駅（下里、東京病院経由）」行き「団地センター」
バス停下車徒歩7分

【案内図】



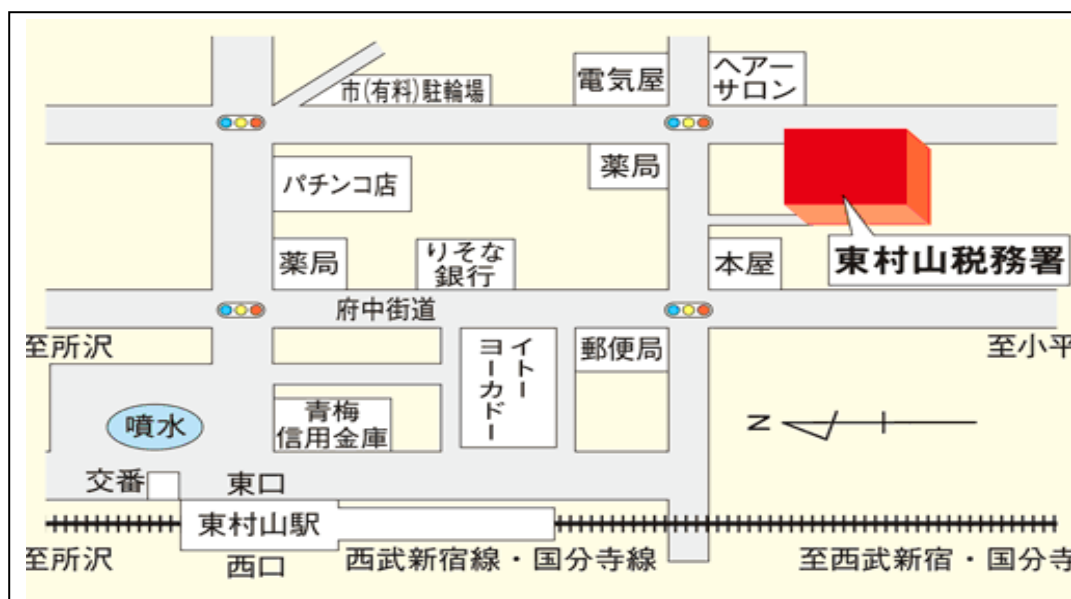
東村山税務署

【住所】〒189-8555 東京都東村山市本町1-20-22

【電話】TEL 042-394-6811

【最寄駅】西武新宿線 東村山駅 徒歩10分／西武国分寺線 東村山駅 徒歩10分

【案内図】



小平都税支所

【住所】〒187-8533 東京都小平市花小金井 1-6-20

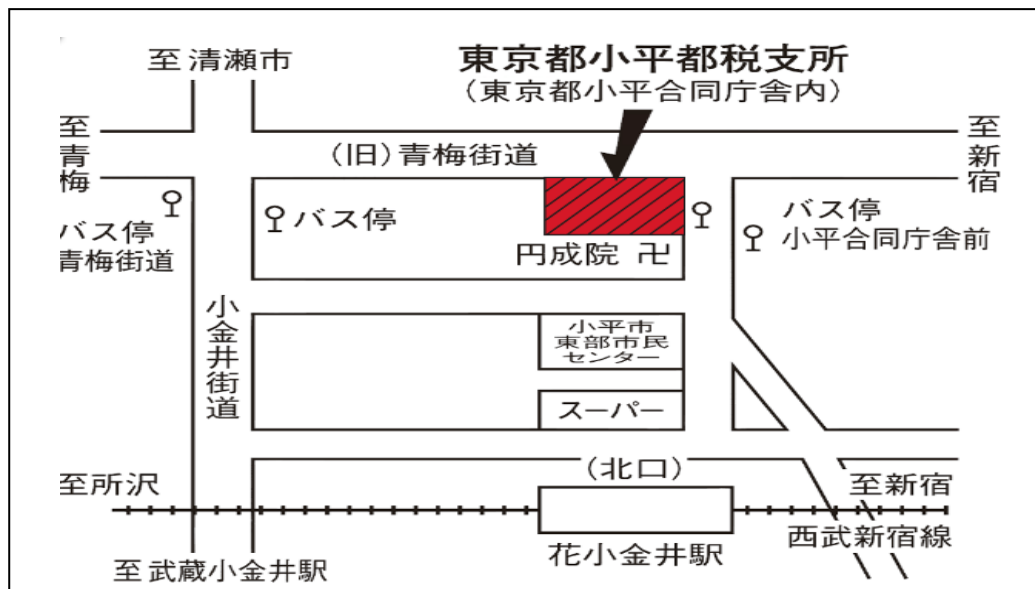
【電話】TEL 042-464-0070 FAX 042-464-1309

【交通手段】西武新宿線 花小金井駅北口から徒歩 7 分

西武バス 「青梅街道」バス停から徒歩 5 分

西武・関東バス「小平合同庁舎前」バス停から徒歩 1 分

【案内図】



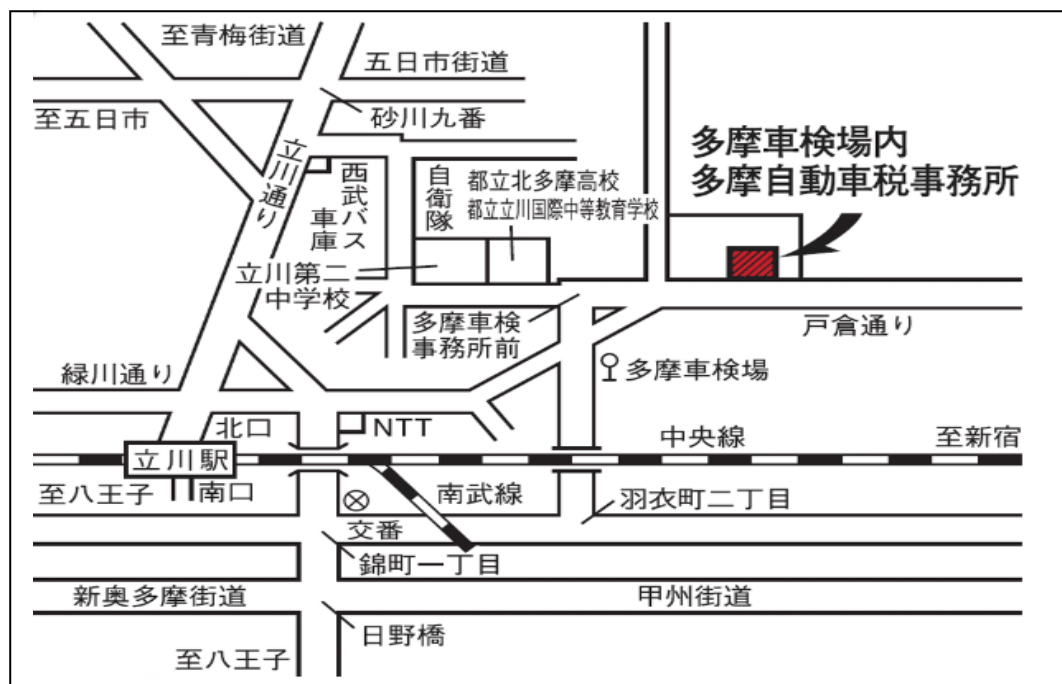
多摩自動車税事務所

【住所】〒186-0001 東京都国立市北 3-30

【電話】Tel 042-522-8271 FAX 042-526-1657

【交通手段】 JR 中央線 立川駅北口より立川バス 15 分
立川バス 「多摩車検場」バス停下車 徒歩 2 分

【案内図】



田無警察署

【住所】〒188-0011 東京都西東京市田無町5丁目2番5号

【電話】 TEL 042-467-0110（代表）

【交通手段】

西武新宿線 田無駅北口から徒歩6分または

西武バス 吉64系統

関東バス 鷹03、04系統 「田無警察署前」下車

※ 田無警察署の駐車場は狭いため、バス・電車をご利用ください。

【案内図】



東久留米市 障害者がいどぶっく

令和6年6月作成

東久留米市福祉保健部障害福祉課

〒203-8555 東久留米市本町3丁目3番1号

電話 042-470-7747（直通）

FAX 042-475-8181